

# 第八章 電 氣

表者、代理人、使用人その他の従業者は、六箇月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第八十二条 左の各号の一に該当する者は、八十五ドル以下の罰金に処する。

- 一 第七条第二項、第八条第三項又は第十一条第三項の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした者。
- 二 第二十三条の規定に違反した者。

第八十三条 電気事業者の承認を得ないでみだりに電気工作物の施設を変更した者は、八十五ドル以下の罰金に処する。

第八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第七十五条及び第七十七条から第八十二条までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑に科する。但し、本人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第八十五条 第四十五条第一項の規定による参考人又は鑑定人に対する処分違反して、出頭せず、陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は鑑定をせず、若しくは虚偽の鑑定をした者は、十五ドル以下の過料に処する。

## 第十二章 規定の効力(省略)

電氣事業法 (七八一頁～七九六頁)

## ◎琉球現行法規総覧(十二巻)

### ◎琉球電力公社の設立

(七七二頁～七七五頁)

### ◎琉球電力公社の設立

一九五四年二月二十六日  
米国民政府布令第一二九号

施行 一九五四年二月二六日  
沿革 一九五四年九月二十九日(改正第一号)  
一九五五年四月二十五日(改正第二号)  
一九五七年三月四日(改正第三号)  
一九五八年七月八日(改正第四号)

(この改正で改正第一号から第三号までは廃止された)  
琉球電力公社の設立  
第一条 ここに琉球電力公社を設立する。  
本公社は、この布令の一部としてここに付した別紙定款に規定された権限及び債務を有するものとする。

### ◎琉球電力公社の設立

一九五八年七月八日改正第四号

沿 革 一九六〇年六月十八日改正第五号  
一九五四年二月二十六日付米国民政府布令第二百二十九号

琉球電力公社定款廃止(一九五八年七月改正四号)  
但し、次に掲載の定款をもってこれに代える)  
第二条 この布令は、一九五四年二月二十六日から効力を発する。  
民政副長官の命により発布する。  
館原民政官  
米國陸軍准將  
チャールズ・V・プラムリ

### ◎琉球電力公社の設立

一九五八年七月八日改正第四号

沿 革 一九六〇年六月十八日改正第五号

琉球電力公社の設立  
一、一九五四年二月二十六日付米国民政府布令第二百二十九号

の職務を公正適確に履行することを宣誓して署名しなければならない。  
一・三項…金部改正、六、七項…一部改正  
(一九六〇年六月改正五号)

### (役員)

#### 第四条

1 公社の役員は総裁およびその他理事会の任命する役員をもって構成する。

2 総裁は、理事会の決議に基づき公社の業務を執行し、指揮し、公社の名義で、かつ、公社を代表して、契約書、譲渡証券、賃貸借契約その他法人財産に係る証券を作成し、交付する。

3 総裁を除く役員は、その職務および任命に関する決議によって定められる。  
(法人としての権限)

#### 第五条 この定款により別に明示されない限り、公社は、

a その法人名の継承権を有する。

b その法人名において訴訟の当事者となることができる。

c 公社の印章を採扱し、使用する。

d この定款によつて認められた契約をなすことができる。

e 業務処理の必要上又は便宜上不動産および不動産を購買又は賃借保有することができる。

f 土地収用権を行使する権利を有し、不動産の買上もしくは収用、又は不動産に対する権利を取得する場合に、その権限は公社の名において、かつ、この定款の目的達成のために行使されるものとする。

g 発電、送電、配電および電力の販売につき、いかなる動産、不動産もしくはそれに伴う権利を取得する権限を有し、かつ、琉球列島における発電

号の改正第一号(一九五四年九月二十九日)、改正第二号(一九五五年四月二十五日)および改正第三号(一九五七年三月四日)をすべて廃止する。  
二、一九五四年二月二十六日付米国民政府布令第二百二十九号の一部である定款を廃止してこの改正第四号の一部である別紙の同日付の定款をもってこれに代える。  
高等弁務官に代り  
首席民政官  
米國陸軍准將  
ヴォナ・エフ・パージャー

一九五八年七月八日  
琉球電力公社定款  
(琉球電力公社の目的)  
第一条 琉球の住民需要と利益、農工業の発展その他の用途に必要な発電、送電および電力の販売にあたる琉球における電力システムを、取得し、維持し、および運営するために、琉球列島米国民政府(以下「米政府」という)の一機関として、琉球電力公社(以下「公社」という)と称する法人団体を設立する。  
(本社)

第二条 公社の宛名および本社事務所の所在地は、琉球列島沖繩、那覇とする。  
(理事)

第三条 公社の理事会(以下「理事会」という)は琉球列島首席民政官又はその正式復任者が任命する三五名の理事で構成する。

2 理事の任期は任命権者の自由裁量によるものとする。  
但し、早期に引職されなければならず、任命にあつて任命権者が定める期間動機なければならず、理事の後任者は、前任者の場合と同様な方法で任命される。

3 理事に欠員が生じても、四名の正式任命理事が在

所、電力施設、送電線路並びに附属工場、附属貯蔵施設を取得又は建造し、および、送電線路により多数の電力施設を合併して、一つ以上の組織を構成する権限を有する。

h 次の権限を有する。  
(i) 法人財産の一部もしくは全部を証券、賃貸借証又はその他の方法になつて譲渡すること。  
但し、五〇〇ドルを超える価格の財産を譲渡する場合は、琉球列島首席民政官又はその正式後任者の事前の承認を必要とする。更に、発電、送電および電力の販売以外の事業の運営のため又は、この公社の設立目的に反する目的のために法人の全財産を譲渡してはならない。

(ii) 前記(i)の規定に基づき、法人財産の一部又は全部を米合衆国に賃貸すること。

i 電力を生産および購入し、かつ、琉球列島首席民政官又はその正式後任者の認める料金で公共および個人の需要者に対し、電力を供給および販売する権限を有する。

j 琉球列島において電力の供給および一般販売に従事する民間会社に対し金銭の貸付を行い、およびその債権を購入する権限を有する。

k その他法人としての目的の達成上必要とするすべての法的行為を履行する権限を有する。  
本条…一部改正(一九六〇年六月改正五号)

(印章)  
第六条 公社印は、公社の名称および法人が設立された暦年の記された円形の印とする。

(免 税)  
第七条 公社は、その財産、収入、事業および経営につきいかなる課税の対象にもならない。  
(会 計)

1 琉球電力公社基金(以下「基金」という)を設定

この法令に基く運営から生ずる収入は基金に預入

この法令に基く公社のすべての支出は、基金をも

つて行ふ。

2 理事会は、認可された予算計画に従つて、基金の

うち現在の需要上必要でない部分を琉球政府又はそ

の代行機関および出先機関の利息を生ずる債権に投

賞することができる。

この債権の元金および利息は琉球により保証され、

利息は、公社と琉球政府間の協定によつて決定され

る率とする。基金におけるすべての債権に対する利

息および該債権の販売又は償還による収益金は基金

に繰入れられ、基金の一部となる。

3 公社の銀行勘定又は当座預金は、琉球銀行または

首席民政官が指定する他の銀行に設けられる。

この勘定はすべて基金に繰入れられ基金の一部と

なる。

4 基金が公社の必要とする額を超過していると、理

事会が認めた場合には、公社の運営、発電所の改築

料の内訳並びに作成および提出の方法について首席

民政官が定める規則および規程に基き年次業務予算

を編成し、首席民政官に提出してその審査および承

認を受けなければならない。

予算編成は、公社が法によつて認可されたその事業

を適切に遂行しうよう臨時支出および附帯支出

等の予備費を充分勘案してなされる運営面の計画で

ある。

2 公社の会計事務は商業法人業務に適用される原則

と手続に基き、かつ、首席民政官の定める規則お

よび規程のもとに毎年会計検査を受けるものとす

る。

1 公社の解散にあつては又は解散につき琉球列島

首席民政官もしくはその正式後任者の通知があつた

場合は、理事会は公社の資産を清算して閉鎖する。

解散の期日又は通告を受けた期日から一年を経過し

ても理事会が公社資産の清算を終了せず、かつ、閉

鎖しない場合は、かかる清算閉鎖の任務は、琉球列

島国民政府に移任され、米国民政府は公社の清算

とその業務停止の遂行についての理事会の職務およ

び権限を継承する。

2 公社のすべての資産を清算した後およびすべての

法的債務の支払準備が行われた後に生ずるいかなる

残額も琉球列島国民政府の一般基金に納入され

る。

一項……一部改正(一九六〇年改正五号)

(改正) 第十一条 この定款は、琉球列島首席民政官又はその

正式後任者のみが改正できる。

本条……一部改正(一九六〇年六月改正五号)

百アンペア以下のもの 二十五セント

五百アンペア以下のもの 八十セント

千アンペア以下のもの 一ドル四十セント

七千ボルト以下のもの 一ドル二十セント

七千ボルトを超過するものは七千ボルト

及び超過分一万ボルトはその端数を増す

ごとに 一ドル二十セント

電気測定法

(一九五五年九月一三日立法第四号)

立法院の議決した電気測定法に署名して、ここに公

電気測定法

布する。

第一条 この立法は、電気測定の単位を定め、電気

の取引に使用される電気計器の正確度を維持し、電

気の使用上の利益を確保するとともに、電気事業の

健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進するこ

とを目的とする。

(目的)

第二条 電気測定の単位は、電気抵抗は「オー

ム」、電流は「アンペア」、電圧「ボルト」、電力は

「ワット」をもつて単位とする。

第三条 「オーム」は、水の融解温度において、質量

十四、四二二グラム、長さ百六・三〇〇センチメ

ートルで均一の切断面積を有する水銀柱の不变電流

に対する電気抵抗をいう。

第四条 「アンペア」は、硝酸銀の水溶液を通過し、

毎秒〇・〇〇一一八〇〇グラムの銀を分離する不变

電流をいう。

第五条 「ボルト」は、「オーム」の電気抵抗を有する

導体に「アンペア」の不变電流を発生せしめるために

要する不变電圧をいう。

表示装置を含む。( )にあつては百分の六とする。

(施行規定)

第十五条 この立法の施行に關し必要な事項は規則で

定める。

(罰則)

第十六条 左の各号の一に該当する電気計器を電気の

取引に使用した者は、一年以下の懲役又は二百五十

十運輸・通信

(陸運)

陸運

陸運

一九五〇年十月末日現在と一九五一年十月

現在の自動車運送事業者の比較

△一般貨切旅客自動車運送事業

一九五〇年十月末日現在在事業者八社で其の保有台数

は四一七台で一九五一年十月中旬現在在事業者五十三

社、其の保有台数は一四五台に増加している。

△一般貨切貨物自動車運送事業

一九五〇年十月末日現在在事業者九社で保有台数

二九七台で一九五一年十月中旬現在在事業者二十

二社で保有台数三八〇台に増加している。

△一般貨切旅客自動車運送事業者の比較

一九五〇年十月末日現在在事業者八社で其の保有台数

は四一七台で一九五一年十月中旬現在在事業者五十三

社、其の保有台数は一四五台に増加している。

△一般貨切貨物自動車運送事業

一九五〇年十月末日現在在事業者九社で保有台数

二九七台で一九五一年十月中旬現在在事業者二十

二社で保有台数三八〇台に増加している。

△一般貨切旅客自動車運送事業者の比較

一九五〇年十月末日現在在事業者八社で其の保有台数

は四一七台で一九五一年十月中旬現在在事業者五十三

社、其の保有台数は一四五台に増加している。

△一般貨切貨物自動車運送事業

一九五〇年十月末日現在在事業者九社で保有台数

二九七台で一九五一年十月中旬現在在事業者二十

二社で保有台数三八〇台に増加している。

△一般乗合旅客自動車運送事業

一九五〇年十月末日現在は、業者三者で保有台数六十四台で一九五一年十月中旬現在では事業者十二社で保有台数は二四四台に増加している。(沖繩週報)

◎車両の登録 (一九五三年五月五日) (米国民政府指令第五号)

一九五三年五月六日

米国民政府指令第五号

首題 車両の登録  
宛 琉球政府行府主席

一 琉球政府は、米軍に依る登録を要しないすべての車両の登録を実施すべく直ちに措置を講ずることを指示する。かかる登録は、一九五三年九月一日に至る前にこれを完了し、且つ、米軍又は、琉球の關係当局により以前、仮登録を受けた車両に対しても行われるものとする。

二 なお琉球政府はすべての登録車両について、左に掲げる簡条を含む完全な記録を、維持することを指示する。

- (イ) 登記された所有者の氏名及び住所
- (ロ) 製造会社の名称
- (ハ) 製造年式
- (ニ) 型式(セダン、ジープ、トラック等)
- (ホ) 機関番号

(イ) 前所有者(又は、入職先)の氏名及び住所  
三 登録証を下附する前に、琉球政府はすべての申請書を、其の都度米政府が提供する盗難車両名簿と照合する。  
申請者が米政府の報告によつて、盗難品であると判明した車両を登録しようとする場合は、琉球政府

は、登録を拒絶し、直ちに其の旨を米政府に報告しななければならない。更に、機関番号が除去毀損、変更、取替、破壊、又は接断されたものと思われる車両を、申請者が登録しようとする場合は、琉球政府は、其の登録を拒絶し、直ちに米政府に報告しなければならぬ。

四 車両の登録は、申請者の所有権が立証されて後、始めて、為されるものとする。但し、米國製車両にして、現在、琉球人の所有にかかるとは同所有者を否定する確実な証左がない限り、正当に所有されているものと見做す。  
但し、右の規定は、且つ、立証する場合は、如何なる時と雖も、これを妨げるものと解してはならない。

五 一九五三年九月一日以後に於いては、車両は、それが、琉球経済内へ、正当に獲得されたことが立証された上、始めて、登録されるものとする。  
右の証左が無い場合は、かかる車両に対し、琉球政府が登録する前に、琉球列島米国民政府の特別許可証を必要とする。

(廢止)  
ここに改正された、一九五一年二月二十日附指令第三号「米國製車両の登録」をここに廢止する。  
民政副長官の命により發布する。

米國陸軍准將  
ゼイムス・エム・ルイス  
民政官

◎道路運送車両法 (一九五四年九月一七日) (立法 第四五号)

沿革 一九五六年七月三〇日立法第三三号

一九五九年四月二八日立法第四七号  
【第一次改正】  
【第二次改正】

四 港灣運送事業法(一九五五年立法第六十四号)の規定により審議会にはかることを要する事項

五 前項各号に立法等の施行のため行政主席が審議会にはかることを要すると認めたる事項  
2 前項各号に掲げる事項のうち、審議会が軽微なものとするものについては、行政主席は、審議会にからないうちこれを執行することができる。

(勸告)  
第三条 審議会は前条第一項に掲げる事項に対し、職権により又は利害關係人の申請に基づき、行政主席に対し、必要な勧告をすることができる。  
2 行政主席は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重して、必要な措置をとらなければならない。

(組織)  
第四条 審議会は、委員十一人をもって組織する。  
2 委員のうち二人は、政府職員をもって充てる。  
3 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。  
5 審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職を代行する者を定めて置かなければならない。  
6 審議会の委員は、非常勤とする。

(委員の任命)  
第五条 委員は、広い経験と高い識見を有する者のうちから、行政主席が立法院の同意を得て、任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、立法院の開会又は解散のために、委員の任命について立法院の同意を得ることができないときは、行政主席は、前項の規定にかかわらず、立法院の同意を得ないで、委員の任命を行うことができる。  
3 行政主席は、前項の規定により委員を任命したと

立法院の議決した道路運送車両法に署名し、ここにこれを公布する。  
琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。

道路運送車両法  
【目次】  
第一章 総則(一条—三条)  
第二章 自動車の登録(四条—三六条)  
第三章 道路運送車両の保安基準(三七—四三條)  
第四章 道路運送車両の検査(四四—六二條)  
第五章 雑則(六三—七一条)  
第六章 罰則(七十二—七八條)  
附則 一条—二條)  
第一章 総 則

(目的)  
第一条 この立法は、道路運送車両に關し、所有権についての公証を行い、並びに安全性の確保を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)  
第二条 この立法で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。  
2 この立法で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で、軌条若しくは架線を用いないもの又はこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3 この立法で「原動機付自転車」とは、規則で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で、軌条若しくは架線を用いないもの又はこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

4 左の各号の一に該当する者は、委員であることができる。  
一 立法院議員又は市町村の議会の議員  
二 政党の役員  
(委員の任期)  
第六条 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 委員は、再任されることができる。

(委員の罷免)  
第七条 行政主席は、委員が心身の故障のため、職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、立法院の同意を得て、これを罷免することができる。  
(委員の手当及び旅費)  
第八条 委員は、規則の定めるところにより、手当及び旅費を受けるものとする。

(議決方法)  
第九条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。  
2 審議会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。  
3 特定の事案につき特別の利害關係を有する委員は、審議会の決議があつたときは、当該事案に係る議決に参加することができない。  
4 審議会は、關係官庁の職員をその会議に出席させるに必要な説明を求めることができる。  
5 行政主席は、關係官庁の職員を審議会に出席させ

4 この立法で「軽車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で、軌条若しくは架線を用いないもの又はこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、規則で定めるものをいう。  
5 この立法で「運行」とは、人又は物品を運送するとしないうちにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い利用すること(道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。)をいう。  
6 この立法で「道路」とは、道路法(一九五二年立法第四十号)による道路及び一般交通の用に供する場所をいう。(以下省略)

◎運輸審議会設置法 (一九五五年一月一日) (立法 第六二号)

立法院の議決した運輸審議会設置法に署名し、ここに公布する。

運輸審議会設置法

(設置)  
第一条 政府に、公共の利益を確保するため次条第一項に掲げる事項について公平且つ合理的な決定をさせるため、運輸審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(諮問事項)  
第二条 行政主席は、左に掲げる事項について必要な措置をする場合には、審議会にはかり、その決定を尊重して、これをしなければならぬ。

- 一 海上運送法(一九五二年立法第六十四号)の規定により審議会にはかることを要する事項
- 二 港灣法(一九五四年立法第五十九号)の規定により審議会にはかることを要する事項
- 三 道路運送法(一九五四年立法第四十六号)の規定により審議会にはかることを要する事項

2 委員のうち二人は、政府職員をもって充てる。  
3 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。  
5 審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職を代行する者を定めて置かなければならない。  
6 審議会の委員は、非常勤とする。

(委員の任命)  
第五条 委員は、広い経験と高い識見を有する者のうちから、行政主席が立法院の同意を得て、任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、立法院の開会又は解散のために、委員の任命について立法院の同意を得ることができないときは、行政主席は、前項の規定にかかわらず、立法院の同意を得ないで、委員の任命を行うことができる。  
3 行政主席は、前項の規定により委員を任命したと

立法院の議決した道路運送車両法に署名し、ここにこれを公布する。  
琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。

2 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 委員は、再任されることができる。

(委員の罷免)  
第七条 行政主席は、委員が心身の故障のため、職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、立法院の同意を得て、これを罷免することができる。  
(委員の手当及び旅費)  
第八条 委員は、規則の定めるところにより、手当及び旅費を受けるものとする。

(議決方法)  
第九条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。  
2 審議会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。  
3 特定の事案につき特別の利害關係を有する委員は、審議会の決議があつたときは、当該事案に係る議決に参加することができない。  
4 審議会は、關係官庁の職員をその会議に出席させるに必要な説明を求めることができる。  
5 行政主席は、關係官庁の職員を審議会に出席させ

て意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。  
（委員の秘密保持の義務）

第十條 委員及び委員であった者は、その職務に關して知ることのできた秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

（公聴會）

第十一條 審議會は、第二條第一項の規定により附議された事項については、必要があると認めるときは、公聴會を開くことができ、又は行政主席の指示若しくは審議會の定める利害關係人の申請があつたときは、公聴會を開かなければならない。

（調査等）

第十二條 審議會は、その職務を行うため、必要があると認めるときは左の各号に掲げる事項を行うことができる。  
一 公務所又は關係事業者若しくはその組織する団体その他の關係者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めらるること。  
二 公務所又は關係事業者若しくはその組織する団体又は半端経験ある者に必要な調査を囑託すること。

三 關係人又は参考人に対し、出頭を求めてその意見又は報告を徴すること。  
四 前項第三号の規定により出頭を求められた關係人又は参考人は、規則の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

（その他）

第十三條 審議會の決定は、規則の定めるところにより、公にしななければならない。

第十四條 審議會の議事規則は、審議會の勧告に基き、規則で定める。

（施行規定）

第十四條 この立法の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この立法は、公布の日から施行する。

◎ 運 輸

陸 運 の 概 況

戦後の沿革

一九四六年四月二十四日沖繩民政府の創立と同時に民政府工務部に陸運課が設置され、それまでは米國管下にあつた名護、金武、前原、胡差、東恩納、糸満の各モータープールと所屬の米國車輛の税管を受け沖繩人による陸運業務が開始された。  
その後民政府の知念、那覇移転に伴い、モータープールの異動があつたが、一九四七年六月一日、軍の積極的援助によつて民管理全車輛の車修理工場として牧港モータープールの設置を見るに至つた。  
一九四九年末現在における陸運課管理のモータープールは左の通りである。

- 名護モータープール
- 金武モータープール
- 前原モータープール
- 知念モータープール
- 牧港モータープール
- 那覇第一モータープール
- 那覇第二モータープール
- 糸満モータープール

一九四七年八月十五日、民政府直営によるバス事業が開始されることとなり、G.M.C.二屯半車輛二十台の使用を許された。ついで一九四九年十月には更に五台の配車を受け、全島にわたり運行し住民の輸送に當つ

た。これ等軍委託車輛は住民の移動、海外よりの引揚者の輸送並びに復興各種資材、食糧、衣料等の輸送に全力を集中し、復興の促進に寄与するところ大であつた。  
しかし軍委託車輛は軍命、動員に基づく計画輸送に充たされていたために、民需輸送はまことに困難な状態におかれていた。

そこでこれが打開策として、日本製貨物自動車の輸入方を懇請していただき、幸いに軍の理解ある措置により一九四九年十二月十七日に待望の日本製貨物自動車到着した。ここに陸運課所屬の現業員を中心として沖繩運輸株式会社が生まれ、更に戦前の業者を一同とする合同トラック株式会社も発足、この二社によつて民間貨物輸送の業務を開始した。ついで一九五〇年四月、軍の指示によつて、終戦以来沖繩復興に多大な貢献をした軍委託車輛を各モータープールより七月一日までに返納することになりその代りとしては日本製車輛を輸入して充当することになった。

住民輸送にあたるバス業務は、軍の援助によつて民政府公管バス管理所において運営していたが、これを民営に移すことになり、公管バス管理所の現業員を中心とする沖繩バス株式会社と戦前の業者を一同とした協同バス株式会社が一九五〇年二月に創立された。そして軍の斡旋により日本製いすゞバス車輛を購入して同年四月一日から業務を開始した。  
なお首里市でも戦前の経験を生かし、前二社の発足と同時に、首里、那覇間を運行する市営バスの運行を開始した。

軍委託車輛のうち大型車輛のG.M.C.は軍の指示によつて一九五〇年五月十五日から民官会社に移管され、同時に各モータープール従業員の大半は沖繩運輸株式会社及び合同トラック株式会社の共同營業所へ転属することとなった。ついで日本製車輛が続々と入荷する

に及び、バスに充当していたG.M.C.や兩運輸会社に移管されていた車輛は、これを軍へ返納することになり、小型車輛も日本製三輪車の輸入によつてその全部を返納することとなった。かくて、工務工運部の特殊車輛と公衆衛生部所屬のアンプランスを除く全部の委託車輛は、一九五〇年七月十日までに、その返納を完了した。

軍委託車輛の返還に伴い、一九五〇年七月十五日付で那覇第一並びに第二モータープールを改称、那覇、牧港の兩モータープールのみを在置し、残りの各プールを廃止した。ついで軍指示によつて同年十一月三十一日付で牧港モータープールも廃止したのである。更に一九五一年三月一日付で、上述の残存委託車輛も全部軍へ返納を完了した。

かくのごとく陸運行政が全面的に民政府に移管されることとなるや、当然の結果として取締法規が必要となつて来たので、一九五一年三月三十一日付をもつて沖繩群島令第十九号沖繩群島陸運令が公布された。ついで同年四月十八日付沖繩群島民政府令第一号沖繩群島陸運令施行細則が公布されたのである。

運輸企業体の現況  
前途のごとき経路を経て、自動車を中心として沖繩の陸運は次第に発達して来たが今業種別に現況を見てみよう。

（貨物自動車）

陸運課が軍委託車輛によつて民需輸送に當つていたのが、民営に切替つて沖繩運輸株式会社として発足、同時に戦前の業者が一同となつて合同トラック株式会社を創立したのが一九四九年十二月であった。以来一カ年半の間に、民間の貨物運送業は長足の発達をとげ一九五一年七月十四日現在で業者数は一九社を算えるに至り、その保有台数も三四二輛に及んでいる。以下沖繩本島における貨物自動車運送業者の会社名と保有

会社名	認可台数	現保有台数
相互自動車株式会社	一五	一〇
糸満運輸合資会社	三	二
平和タクシー合資会社	一〇	四
那覇タクシー	一〇	二
丸一タクシー株式会社	一〇	五
友愛タクシー合資会社	三	二
中部自動車株式会社	一五	二
糸満タクシー合資会社	一〇	三
白銀タクシー	一四	一
興勝タクシー合資会社	八	四
高嶺タクシー	五	一
朝日タクシー	五	一
沖繩タクシー株式会社	二〇	一
大城タクシー	五	一
合資会社港タクシー	三	一
開南タクシー	一五	一
中村タクシー	二	一
謝荆タクシー合名会社	六	一
日の出タクシー合資会社	四	一
新垣タクシー	五	一
新興タクシー	五	一
光タクシー合資会社	二	一
合資会社丸真タクシー	五	一
合資会社東タクシー	六	一
合資会社三ツ葉タクシー	五	一
前原タクシー株式会社	二〇	一
合資会社新星タクシー	三	一
栄タクシー	五	一
合資会社三笠タクシー	五	一
梯栲タクシー	二	一
青空タクシー	二	一
合資会社南タクシー	三	一
船越タクシー	三	一
巴タクシー	三	一
光和タクシー	五	一
琉球タクシー	五〇	一
石原タクシー	五〇	一
南海タクシー	五	一
佐敷タクシー	五	一
丸万タクシー	三	一
青葉タクシー	三	一
みどりタクシー	三	一

（一）海運

◎海運

- 一、自由貿易を促進する目的に依り軍指定港を七港より十三港に増設した。  
従来の指定港  
那覇、糸満、泊、安謝、名護、渡久地、馬天  
新設指定港  
運天、大浦、与勝、泡瀬、与那原、石川
- 二、離島航路改善を計る目的に依り離島航路補助金交付を実施した。  
受給村名  
伊平屋、伊是名、粟國、座間味、渡嘉敷、伊江、渡名喜、仲里、具志川、北大東、南大東  
五年度交付金高  
一、五〇〇、〇〇〇円
- 三、造船技術者養成の為希望者十三名を選抜し自費留学生として日本大分県うすき造船所へ近日中に渡日させる。

造船部 機関部  
出身地区名 田井等 那覇 前原 胡差 計  
地区 地区 地区 地区 計  
四、終戦後小型船舶職員免状所持者が皆無のところに当課に於て六回に亘る講習会を開催し此等に適格試験を施行、今日各種五一四名免状所持者を養成した。  
小形船舶職員免状受有者  
種類 船長 航海士 機関長 機関士  
員数 164 113 90 147 計 514

五、計 画  
現在の運搬船が老朽及小型が多数を占める為め此等に代る優秀船建造に努力中である。

台風被害並復旧状況一覽

台風名	50年 11月11日		51年 8月19日		51年 10月14日	
	クララ	マーチ	ルー	ス	ルー	ス
沈没	4	2	7		7	
坐し	2		17		17	
被破	2	3	6		6	
被修理	1	4				
中修理	4	5				
完了修理	5	4				
損害金額	595千円		450千円		5,000千円	

- 備考 原因 1、大多数が老きゆうなること  
2、ロープワイヤー等備品不揃  
3、避難港としての設備不備  
4、船員の気象知識欠如各港湾設備不備

(沖繩週報)

戦後海運業務の沿革

第二次世界大戦の決戦場となった沖繩は文字通りの焦土と化し、保有船舶は殆んど全滅してしまつた。残存船舶は僅かに座間味村の新盛丸、本部村の金城丸、大里村の大泉丸、水産試験所々属の千鳥丸の木造船四隻に過ぎなかつたのである。終戦直後は軍の払下げ鉄舟並びに日本沈没舟艇の引揚げ修理により、離島近海の輸送に當つていた。

一九四六年五月、民政府高務部内に海運課が設置され、軍より貸与された「LST」四隻、「FS」七隻、「LCT」六隻、「TP」二隻、「OL」二隻、「W」二隻計二二隻の戦時型船舶によつて琉球列島間の

六、今後の計画

- A 琉球海運規則に基き船舶検査の強化並に取締
- B 船員及備品購入資金の獲得
- C 港湾施設の設置促進

離島海運線船各種統計比較表

業種別	1950年10月		1951年10月	
	未現在	現在	20日現在	現在
貨物及び旅客	67	1,136.92	89	3,126.30
貨物及び旅客	51	1,551.73	123	5,393.37
貨物及び旅客	17	268.06	23	487.25
貨物及び旅客	8	252.65	4	312.76
貨物及び旅客	2	12.71	3	40.38
貨物及び旅客	4	7.99		
貨物及び旅客	1	40.89		
計	150	3,280.95	212	9,359.03

船種別	1950年10月		1951年10月	
	未現在	現在	20日現在	現在
木造船	53	909.40	124	4,289.28
洋船	10	503.83	41	1,386.67
L C M	43	1,440.09	7	85.18
L C V	7	84.00	22	148.92
L C C	1	14.07	5	124.63
L C C 改	3	35.30	7	44.38
山原船(吹船)	23	212.13		
馬	7	19.27		
日本上陸用舟艇	1	1.77		
計	2	61.09	8	3,309.97
計	160	3,280.95	212	9,359.03

機関別

航行区域	1950年10月		1951年10月	
	未現在	現在	20日現在	現在
グレンスクリン	75	33	86	91
グレンスクリン	6	7	5	5
計	121		182	

航行区域	1950年10月		1951年10月	
	未現在	現在	20日現在	現在
全琉球	31	1,098.43	80	6,147.55
琉球及び北郷	16	288.71	35	622.91
琉球	82	1,727.02	97	2,588.57
沖繩群島	10	90.27		
沖繩本島沿岸	11	76.52		
本島内1区域				
計	150	3,280.95	212	9,359.03

噸数別	1950年10月		1951年10月	
	未現在	現在	20日現在	現在
5 噸 未満	21	54	18	73
5 噸 以上	70	5	94	14
50 噸 未満				
50 噸 以上				
100 噸 未満				
100 噸 以上				
300 以上				
計	150		212	

旅客自動車運送事業

名称	資本金	車種別保有台数				認可台数		運行総利数	輸送人員	
		イス	ス	トヨダ	トレーラー	計	常			子
沖繩バス会社	10,000,000	31		2		23	30	5	2,651.4	6,035
協同バス会社	10,000,000	29		1		30	30	5	2,609.4	5,880
首里市営バス	560,000	7				7	10	3	1,036.0	8,280
沖繩交通社	20,000,000	1				1	55	5	4,457.3	10,700
那覇交通社	10,000,000	2		5		7	8	5	989.0	4,170
三共バス会社	10,000,000	9				9	10	3	621.0	1,358
合同バス会社	10,000,000	1				1	33	4	3,278.9	10,700
遊覧バス会社	750,000	1		4		4	10	1	983.8	1,640

業種	船種	貨物	貨客	貨漁	貨客漁	警察	渡船	連絡船	油槽船	漁船	計
和洋	木	15	43	22	6	—	2	—	—	143	231
	木	232.38	1,275.46	332.26	194.28	—	4,52	—	—	2,219.48	4,258.38
マ	木	1	11	4	3	—	—	—	—	11	30
	木	46.68	718.00	64.79	216.98	—	—	—	—	372.31	1,418.76
マ	マ	—	2	—	—	—	—	—	—	24	26
	マ	—	82.37	—	—	—	—	—	—	1,235.45	1,317.82
帆	帆	24	—	—	—	—	1	—	—	—	25
	帆	196.7	—	—	—	—	1.50	—	—	—	198.22
伝	伝	24	—	—	—	1	3	—	—	—	8
	伝	14.43	—	—	—	0.71	10.10	—	—	—	25.24
ボ	ボ	1	2	—	—	—	1	—	—	—	5
	ボ	8.09	6.59	—	—	—	1.77	—	—	11.73	28.13
旧日本舟艇	旧日本舟艇	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
	旧日本舟艇	61.09	—	—	—	—	—	—	—	—	61.09
鋼	鋼	2	3	—	—	—	—	—	1	—	6
	鋼	1,594.67	1,132.77	—	—	—	—	—	521.44	—	3,248.88
L C M	L C M	20	19	2	1	—	—	—	—	60.00	45
	L C M	632.06	672.66	76.00	35.84	—	—	40.89	—	—	1,517.45
L C V P	L C V P	4	2	—	—	1	—	—	—	11	18
	L C V P	48.00	24.00	—	—	12.00	—	—	—	—	215.04
L C C 改造	L C C 改造	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
	L C C 改造	—	15.96	—	—	—	—	—	—	—	15.96
V P 改造	V P 改造	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
L C C	L C C	2	1	—	—	—	—	—	—	1	4
	L C C	25.32	39.18	—	—	—	—	—	—	27.53	92.03
計	計	75	84	30	10	2	7	1	1	193	403
	計	2,859.44	3,996.99	499.35	447.10	12.71	17.89	40.89	521.44	4,057.54	12,423.35

美島丸(貨客船一、〇〇〇噸)、白銀丸(貨客船八〇〇噸)、若葉丸(貨客船四〇〇噸)、新琉丸(油槽船五五〇噸)計五隻四、三五〇噸で、主要航路は先島、大島、日本本土である。地元造船所(本部)の建造促進並びに日本よりの購入により、船舶は激増し、個人団体による海運会社の増設によって戦前をしのぐ活況を呈している。

戦前戦後の比較

戦後ようやく復興期に入るに従い、沖縄における船舶も次第に増加し、一九五〇年末においては戦前を遙かに上廻るようになった。すなわち一九三七年における運搬船の総数は五四隻であったのに対して、一九五〇年末にはその三倍余の一七六隻に上っており、噸数の多い船の数が増加して来ているのが注目される。戦前二〇噸以上の運搬船がわずかに三隻であったものが、戦後においては九三隻に上っている。更に顕著な傾向としては動力が近代化したことであって、戦前は焼玉一本槍といってもよかつたものが、戦後にはディーゼルとかガソリン、グレイマリン等の機関を備えた船が多数現われて来た。

漁船も戦前と比較すれば驚くべき増加を示しており、一九三六年末の漁船総数一〇六隻に対し、戦後の一九五〇年末現在で一九三隻に上っている。しかも戦前には五噸乃至二〇噸の木造和船が殆んど全部を占めていたものが、同じ和船でも二〇噸以上一〇〇噸の漁船数が二隻もある。更に戦前には見られなかった木造洋船が登場し更に米軍の好意によって貸与または払下げを受けた上陸用舟艇が相当数漁撈の第一線で活躍しているのである。

しかし、戦前沖縄に船籍を持っていて活躍していた航洋船は未だ十分に回復していない。すなわち、戦前において沖縄を起点に活躍した汽船の噸数と航路を思い浮べてみると次の通りである。

送の必要から那覇港及びセクション・ベースの築港設備に力を注ぎ、今や軍用として戦前以上の設備を備えている。一方民用としては馬天港、本部港及び渡久地港がほぼ完備し、不十分なが港灣施設を備えているのに糸満港、名護港、安謝港があり、目下工事中のものに那覇港がある。

◎海上運送法(一九五二年十二月十五日立法第六十四号)改正一九五四年立法二九一九五五年立法六〇

第一章 総則

(この立法の目的)

第一条 この立法は、海上運送の秩序を維持し、海上輸送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この立法において「海上運送事業」とは、船舶運航事業、船舶貸渡業、海上運送取扱業、海運仲立業、海運代理店業、検査業、鑑定業及び検査業をいう。

2 この立法において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港灣運送事業(海上運送に附随して貨物の船積又は陸揚のためはしけ又は引船により貨物の運搬をする事業をいう。)以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。

3 この立法において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従って運送する旨を公示して行なう船舶運航事業をいい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。

4 この立法において「旅客定期航路事業」とは、旅客船(十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。

以下同じ。)による定期航路事業をいい「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう。

5 この立法において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。

6 この立法において「船舶貸渡事業」とは、船舶の貸渡(期間よう船を含む。以下同じ。)又は運輸の委託をする事業をいう。

7 この立法において「海上運送取扱業」とは、自己の名をもって海上における船舶による物品の運送(以下「物品海上運送」という。)の取次をする事業をいう。

8 この立法において「海上仲立業」とは、物品海上運送又は船舶の貸渡、売買若しくは運輸の委託の媒介をする事業をいう。

9 この立法において「海運代理店業」とは、船舶運航事業又は船舶貸渡業を含む者のために通常その事業に属する取引の代理をする事業をいう。

10 この立法において「検査」とは、船積貨物の積込又は陸揚を行うに際し、その貨物の箇数の計算又は受渡の証明をすることをいい、「検査業」とは、検査する事業をいい、「検査人」とは、職業として検査に従事する者をいう。

11 この立法において「鑑定」とは、船積貨物の積込に関する証明、調査及び鑑定をすることをいい「鑑定業」とは、鑑定をする事業をいい、「鑑定人」とは、職業として鑑定に従事する者をいう。

12 この立法において「検査」とは、船積貨物の積込又は陸揚を行うに際し、その貨物の容積又は重量の計算又は証明をすることをいい、「検査業」とは、検査をする事業をいい、「検査人」とは、職業として検査に従事する者をいう。

13 この立法において「離島航路」とは、沖縄本島と離島(宮古群島、八重山群島及び沖縄本島に附属す

船名 噸数 航路 備考

浮島丸 四、七〇〇 阪神航路 定期船

波上丸 四、七〇〇 〃 〃

宮古丸 九〇〇 〃 〃

久吉丸 一、二〇〇 〃 〃

湖南丸 二、七〇〇 台湾航路

湖北丸 二、七〇〇 〃

開城丸 二、〇二〇 鹿兒島航路

首里丸 二、〇二〇 〃

貴洲丸 二、五〇〇 大連航路

以上九隻が定期的に日本々士並びに台湾及び大陸航行していたが、戦争のために今やただ一隻の残存するものもなく、一九五〇年末において活躍しているものは、わずかに左の五隻に過ぎない。

船名 噸数

琉球丸 一、〇三七

美島丸 七八〇

FS195 約 五七三

FS204 五七三

LST618 三、〇〇〇

沖縄に船籍を置いているのは僅かに二隻で、他は米軍から貸与されている汽船である。これ等の五隻が航洋適格船として臨時に日本との間を航行しているのに過ぎない。

以上のごとく、航洋船を除いては船舶数が戦前よりも増加していることは、いうまでもなく沖縄が行政的に日本々士から切離され、好むと好まざるにと拘らず自給体制を整えなければならなくなった必然的要求により、群島内の人員や物質の輸送のために海上運送力の強化に住民の関心が強くひかれたためである。

更に港灣施設については、戦前貿易港として完備されていた那覇港、本部港及び久地港は戦争によって完膚なきまでに破壊されてしまった。戦後米軍は輸

る島をいう。)とを連絡する航路、離島相互間を連絡する航路その他船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によるものが著しく不便である地点間を連絡する航路であつて、政府の指定する航路をいう。

### 第三章 船舶運航事業

#### (事業の免許)

第三条 旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、行政主席の免許を受けなければならない。

2 前項の免許を受けようとする者は、規則に定める手続により、事業計画を記載した申請書を行政主席に提出しなければならない。

3 第一項の免許には、条件を附することができる。(免許の基準)

第四条 行政主席は、旅客定期航路事業を永続的に確保するために、前条の免許の申請が左に掲げる基準(第二十三条の規定により、補助金を受けることができるような旅客定期航路事業について、第二号及び第五号を除く。)に適合するときは、これを免許しなければならない。

一 当該事業が免許されることによつて、当該航路における全供給輸送力が全輸送需要に対し著しく供給過剰にならないこと。

二 当該事業が供給する単位輸送力が当該航路における平均輸送需要量に対し著しく均衡を失しないものである。

三 当該事業に使用する船舶及びけい留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適応したものであること。

四 当該事業が利用者の利便に適合する運航計画を

有すること。

五 当該事業の経理的基礎が確実性を有すること。

六 当該事業を営む者の責任の範囲が明確であるような経営形態であること。

七 当該事業を営もうとする者が左に掲げる事由に当該しないこと。

イ 一年以上の徴収又は禁この刑に処せられ、その執行中又は執行の猶予の期中にあること。

ロ 旅客定期航路事業の免許の取消を受け、その取消の日から二年を経過しないこと。

ハ 当該事業を営もうとする者が法人である場合において、その法人の役員がイヌは口に掲げる事由に該当すること。

#### (免許の決定)

第五条 行政主席は、第三条の免許の申請が、前条の基準に適合しているかどうかを決定しようとするときは、運輸審議会にはかり、その意見を聞かなければならない。

#### (公聴会)

第六条 運輸審議会は、前条の規定により附議された事項について決定しようとするときは、あらかじめ期日及び場所を公示して、公聴会を開き、申請者及び利害関係人の意見を聞かなければならない。

#### (運航開始の義務)

第七条 旅客定期航路事業の免許を受けた者は、行政主席の指定する期間内に当該事業計画に基づき運航を開始しなければならない。

2 天災その他やむを得ない事由により、前項の期間内に運航を開始することができないときは、行政主席は、申請によりその期間を延長することができる。

#### (運賃及び料金の認可)

第八条 旅客定期航路事業を営む者(以下「旅客定期

航路事業者」という。)は、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金については、規則の定める手続により、行政主席の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 行政主席は、前項の認可に関する処分をしようとするときは、運輸審議会にはかりなければならない。

#### (運送約款の認可)

第九条 旅客定期航路事業者は、規則の定める手続により、運送約款を定め、行政主席の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 運送約款においては、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金その他の運送条件並びに運送に関する事業者の責任に関する事項を定めなければならない。

#### (運賃及び料金等の公示)

第十条 旅客定期航路事業者は、規則の定める方法により、第八条第一項の運賃及び料金並びに前条の運送約款を公示しなければならない。

#### (運航計画の変更)

第十一条 旅客定期航路事業者がその運航計画を変更しようとするときは、規則の定める手続により、行政主席の認可を受けなければならない。

#### (運送の引受け義務)

第十二条 旅客定期航路事業者は、左の場合を除いて、旅客、手荷物及び小荷物の運送を拒絶してはならない。

一 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良な風俗に反するとき

二 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき

三 当該運送が第九条の規定により認可を受けた運

送約款に適合しないとき。

#### (運送の順序等)

第十三条 旅客定期航路事業者は、旅客、手荷物及び小荷物を運送の順序により、運送しなければならない。但し、第三十条の規定による行政主席の命令があるときその他正当な事由があるときは、この限りでない。

2 旅客定期航路事業者は、旅客、手荷物及び小荷物の運送する場合において、特定の利用者に対し、不当な差別的取扱をしてはならない。

#### (事業計画に定める運航の確保)

第十四条 旅客定期航路事業者は、天災その他やむを得ない事由のある場合の外、事業計画に定める運行を怠つてはならない。

2 行政主席は、旅客定期航路事業者が前項の規定に違反すると認めるときは、当該旅客定期航路事業者に対し、事業計画に従い運航すべきことを命ずることが出来る。

3 行政主席は、前項の命令をしようとするときは、当該旅客定期航路事業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。当該旅客定期航路事業者は、聴聞の場所において、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

#### (事業の休止の許可)

第十五条 旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、規則の定める手続により、行政主席の許可を受けなければならない。

2 行政主席は、前項の許可に関する処分をしようとするときは、運輸審議会にはかりなければならない。

3 第六条の規定は、前項の規定により附議された事項について運輸審議会が決定しようとする場合に準

用する。

#### (事業の停止及び免許の取消)

第十六条 行政主席は、旅客定期航路事業者が左の各号の一に該当するときは、当該事業の停止を命じ、又は免許を取消することができる。

一 この立法又はこの立法に基く命令若しくは処分違反したとき。

二 資産状態が不良となり、又は事業設備が不十分となつたため事業の経営が著しく困難になつたと認められるとき。

2 行政主席は、前項の処分をしようとするときは、運輸審議会にはかり、その意見を聞かなければならない。

3 第六項の規定は、前項の規定により附議された事項について運輸審議会が決定しようとする場合に準用する。

#### (免許の失効)

第十七条 旅客定期航路事業の免許は、第七条第一項の規定により行政主席の指定する期間内又は同条第二項の規定に基づき延長された期間内に事業を開始しないときは、その効力を失う。

#### (事業の譲受の認可等)

第十八条 旅客定期航路事業の譲渡及び譲受は、行政主席の認可を受けなければならない。

2 旅客定期航路事業を経営する会社の合併及び解散は、行政主席の認可を受けなければならない。但し、旅客定期航路事業を経営する会社が旅客定期航路事業を行わない会社を合併する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定により認可を受けて旅客定期航路事業を譲り受けた者又は前項の規定により認可を受けて旅客定期航路事業を経営する会社が他の会社と合併した場合における合併後存続する会社若しくは合

併により設立された会社は、免許に基く権利義務を承継する。

4 旅客定期航路事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行つていた旅客定期航路事業を引き継ぎ営もうとするときは、行政主席の認可を受けなければならない。

5 相続人は、前項の規定により被相続人の死亡後六十日以内に認可を申請した場合においては、その認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受けるまでは、第三条第一項の規定にかかわらず旅客定期航路事業を営むことができる。

6 行政主席は、第一項、第二項又は第四項の認可に関する処分をしようとするときは、運輸審議会にはかり、その意見を聞かなければならない。

7 第六条の規定は、前項の規定により附議された事項について運輸審議会が決定しようとする場合に準用する。

#### (サービスの改善に関する命令)

第十九条 行政主席は、旅客定期航路事業について利用者の利便を阻害している事実があると認めるときは、運輸審議会にはかり、当該旅客定期航路事業者に対し、左の各号に掲げる事項を命ずることが出来る。

一 旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金その他の運送条件又は運送約款を変更すること。

二 運航計画を変更すること。

2 第六条の規定は、前項の規定により附議された事項について運輸審議会が決定しようとする場合に準用する。

#### (定期貨物航路事業の届出)

第二十条 貨物定期航路事業を営もうとする者は、規則の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日より十日前までに、行政主席にその旨を届け出

なければならぬ。  
2 貨物定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、規則の定める手続により、航路ごとに廃止の日から三十日以内に、行政主席にその旨を届け出なければならぬ。  
(貨率表の公示等)

第二十一条 貨物定期航路事業を営む者は、当該航路により貨物(石炭、ばら種の穀類その他大量輸送に適する貨物)であつて規則で定めるものを除く。)を運送する場合には、貨率表を定め、これを実施する前に公示し、且つ、規則の定める手続により、行政主席に届け出なければならぬ。  
(旅客船による貨物の運送についての準用)

第二十二條 前条の規定は、旅客定期航路事業者が当該航路に就航する旅客船により手荷物及び小荷物以外の貨物を輸送する場合に準用する。  
(航路補助)

第二十三條 行政主席は、離島航路を営む者(以下「離島航路事業者」という。)に対し、毎年、予算の範囲内で当該離島航路の維持を助成するため補助金(以下「航路補助金」という。)を交付することができる。  
2 前項の規定により航路補助金を受けようとする者の申請及び航路補助金を受けている者の関係帳簿の整理、保存その他会計の処理並びに航路補助金の割当方法等に関して必要な事項は、規則で定める。  
(安全設備の施設及び船舶建造又は改造の補助)

第二十三條の二 行政主席は、離島航路事業者がその事業の用に供せられている船舶に無線施設、救命及消防設備、その他人命の安全を確保するための設備を施設し、又は改善しようとする場合において、当該離島航路事業者に対し、当該設備の施設又は改善に要する経費の一部を毎年予算の範囲で補すること

ができる。  
2 行政主席は、離島航路事業者が、左の各号の一に該当する理由により、その事業の用に供する船舶を建造し又は改造しようとする場合において、その建造又は改造が当該航路を維持又は改善するため緊急に必要であると認めるときは、当該離島航路事業者に対し、当該建造又は改造に要する費用の一部を毎年、予算の範囲で、補助することができる。  
一 現に就航する船舶が老朽のため代船の建造を必要とすること。  
二 現に就航する船舶の機軸性を改善するためその改造を必要とすること。  
三 現に就航する船舶の輸送力が当該需要に充たないため船腹の増加が必要であること。  
3 前二項の規定により安全設備の施設及び船舶の建造又は改造の補助金を受けようとする者の申請、その他必要な事項は、規則で定める。  
(船舶の建造及び転用の許可)

第二十三條の三 船舶を建造しようとする者又は船舶の用途を漁業から海上運送事業へ変更(以下「転用」という。)しようとする者は、行政主席の許可を受けなければならない。  
(許可の基準)  
第二十三條の四 行政主席は、前条の許可の申請が左に掲げる基準に適合するときは、これを許可しななければならない。  
一 その申請に係る建造又は転用を許可することによつて、航路別及び用途別に定めた海上運送事業に従事する船舶の合計総トン数がその最高限度をこえることとならないこと。  
二 その申請に係る船舶の性能が航路別又は種類別に定めた性能の基準に適合するとき。  
三 その申請に係る船舶が従事する海上運送事業が

つ、自発的に当該航海を行う者がない場合又は著しく不足する場合についても同様である。  
2 前項の規定により命令で次条の規定による損失の補償を伴うものは、これによつて必要となる補償金の総額が立法院の議決を経た予算の金額をこえない範囲でこれをしなければならぬ。  
3 行政主席は、第一項の命令をしようとするときは、緊急やむを得ない場合を除く外、運輸審議会に諮り、その意見を聞かなければならぬ。  
(損失の補償)  
第三十一條 前条の規定による命令により損失を受けた者に対しては、その損失を補償する。  
2 前項の規定による補償の額は、当該船舶運送事業者がその航海を行つたことにより通常生ずべき損失及びその命令を受けなかつたならば通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失の額とする。

3 行政主席は、前項の額を決定しようとするときは、運輸審議会に諮り、その意見を聞かなければならぬ。  
4 前項に定めるものの外、損失の補償に關し必要な事項は、規則で定める。  
(協定、契約等に関する規定)  
第三十二條 船舶運航事業者が他の船舶運航事業者と運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取に關する事項を内容とする協定、契約又は共同行為(以下「協定等」という。)は左の各号に該當する事項を内容としてならぬ。  
一 運賃のべもとし(荷主が一定期間内においてその荷物の全部又は一部の運送をもつばら当該協定等に参加している船舶運航業者にさせることを約束し、且つ、これを実行することを条件として右期間経過後当該荷主に対し当該期間内に受け取つた

この立法又はこの立法に基く規則により許可を要する事業に該当する場合において、その事業が許可される見込があるとき。  
2 行政主席は、前項第一号に規定する船舶の合計総トン数の最高限度及び同項第二号に規定する船舶の性能の基準を設定したときは、これを公示する。  
第二十三條の五 行政主席は、海上運送事業の振興を図るため、船舶の建造、改造又は設備の改善等に際して、必要があると認めるときは、第二十三條の二に規定されている船舶以外の船舶に対しても同条に準じて毎年、予算の範囲内で、補助することができる。  
2 前項の規定により船舶の建造、改造又は設備の改善等の補助金を受けようとする者の申請、その他必要な事項は、規則で定める。  
(対外定期航路事業)  
第二十四條 第三条から第十九条までの規定は、琉球の港と琉球以外の地域の港との間又は琉球以外の地域の各港間に航路を定めて行つ定期航路事業(以下「対外定期航路事業」という。)については、適用しない。  
2 対外定期航路事業を営む者は、規則の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日から三十日以内に、行政主席にその旨を届け出なければならない。  
3 対外定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、規則の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から三十日以内に、行政主席にその旨を届け出なければならない。  
(報告の徴収)  
第二十五條 行政主席は、必要があると認めるときは、定期航路事業を営む者(以下「定期航路事業者」という。)に対し、規則の定める様式により、

運賃その他の料金の一部を返還することをいう。  
(運送に關する協定の届出)  
第三十三條 船舶運航事業者は、前条の協定等をしようとするときは、あらかじめ行政主席に届け出なければならない。協定等を変更しようとする場合も同様である。  
(禁止行為)  
第三十四條 船舶運航事業者は、左の各号に掲げる事項をしてはならない。  
一 荷物の量の多寡によつて荷主と締結する契約につき不正又は不当に差別的な取扱をし、又は荷物の積付の場所その他の施設、通常の条件における荷物の積込若しくは陸揚若しくは損害賠償の請求の調整及び解決について荷主に対して不正又は不当に差別的取扱をすること。  
二 特定の人、地域又は運送方法に対して、不当に優先的な取扱をし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱をし、若しくは不利益を与えること。  
三 虚偽の運賃請求書を作成し、運送貨物の品目又は等級について貨率表の適用を偽り、運送貨物の数量を偽り、その他不正な方法によつて、第二

その業務に關し報告を求めることができる。  
2 定期航路事業者は、前項の報告を求められたときは、真実且つ正確な報告をしなければならぬ。  
(立入検査)  
第二十六條 行政主席は、この立法の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業に使用する船舶、事業場その他の場所に臨んで帳簿書類その他の物件に關し検査をさせ、又は質問をさせることができる。  
2 当該職員は、前項の規定により検査又は質問する場合に於ては、その身分を示す証票を携帯し、定期航路事業者その他の関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
(不定期航路事業の届出)  
第二十七條 不定期航路事業を営む者は、規則の定める手続により、その事業の開始の日から三十日以内に、行政主席にその旨を届け出なければならない。  
第二十八條 不定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、規則の定める手続により、その事業を廃止した日から三十日以内に行政主席にその旨を届け出なければならない。

(準用規定)  
第二十九條 第二十五條の規定は、不定期航路事業に準用する。  
(航海命令)  
第三十條 行政主席は、琉球の各港間の航海であつて、当該航海が災害の救助その他公共の安全の維持のため必要であり、且つ、自発的に当該航海を行う者がない場合又は著しく不足する場合に限り、船舶運航事業を営む者(以下「船舶運航事業者」という。)に対し航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずることができる。規則で定める重要物資の運送を確保するため必要であり、且

なければならぬ。  
2 貨物定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、規則の定める手続により、航路ごとに廃止の日から三十日以内に、行政主席にその旨を届け出なければならない。  
(貨率表の公示等)

2 行政主席は、離島航路事業者が、左の各号の一に該当する理由により、その事業の用に供する船舶を建造し又は改造しようとする場合において、その建造又は改造が当該航路を維持又は改善するため緊急に必要であると認めるときは、当該離島航路事業者に対し、当該建造又は改造に要する費用の一部を毎年、予算の範囲で、補助することができる。  
一 現に就航する船舶が老朽のため代船の建造を必要とすること。  
二 現に就航する船舶の機軸性を改善するためその改造を必要とすること。  
三 現に就航する船舶の輸送力が当該需要に充たないため船腹の増加が必要であること。  
3 前二項の規定により安全設備の施設及び船舶の建造又は改造の補助金を受けようとする者の申請、その他必要な事項は、規則で定める。  
(船舶の建造及び転用の許可)  
第二十三條の三 船舶を建造しようとする者又は船舶の用途を漁業から海上運送事業へ変更(以下「転用」という。)しようとする者は、行政主席の許可を受けなければならない。  
(許可の基準)  
第二十三條の四 行政主席は、前条の許可の申請が左に掲げる基準に適合するときは、これを許可しななければならない。  
一 その申請に係る建造又は転用を許可することによつて、航路別及び用途別に定めた海上運送事業に従事する船舶の合計総トン数がその最高限度をこえることとならないこと。  
二 その申請に係る船舶の性能が航路別又は種類別に定めた性能の基準に適合するとき。  
三 その申請に係る船舶が従事する海上運送事業が

つ、自発的に当該航海を行う者がない場合又は著しく不足する場合についても同様である。  
2 前項の規定により命令で次条の規定による損失の補償を伴うものは、これによつて必要となる補償金の総額が立法院の議決を経た予算の金額をこえない範囲でこれをしなければならぬ。  
3 行政主席は、第一項の命令をしようとするときは、緊急やむを得ない場合を除く外、運輸審議会に諮り、その意見を聞かなければならぬ。  
(損失の補償)  
第三十一條 前条の規定による命令により損失を受けた者に対しては、その損失を補償する。  
2 前項の規定による補償の額は、当該船舶運送事業者がその航海を行つたことにより通常生ずべき損失及びその命令を受けなかつたならば通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失の額とする。  
3 行政主席は、前項の額を決定しようとするときは、運輸審議会に諮り、その意見を聞かなければならぬ。  
4 前項に定めるものの外、損失の補償に關し必要な事項は、規則で定める。  
(協定、契約等に関する規定)  
第三十二條 船舶運航事業者が他の船舶運航事業者と運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取に關する事項を内容とする協定、契約又は共同行為(以下「協定等」という。)は左の各号に該當する事項を内容としてならぬ。  
一 運賃のべもとし(荷主が一定期間内においてその荷物の全部又は一部の運送をもつばら当該協定等に参加している船舶運航業者にさせることを約束し、且つ、これを実行することを条件として右期間経過後当該荷主に対し当該期間内に受け取つた



十一條 (二十二条において準用する場合を含む。) の規定により届け出た貨率表の運賃及び料金より高い金額で貨物を運送すること。

四 船舶運航事業者が加入を申し出た場合において、他の加盟者に比べ、加入の条件が不当に差別的であり、又は正当かつ合理的な理由がないのに加入を認めない。明示又は黙示の貨物の運送に関する場合、協定又は申し合わせに参加すること。

五 荷主若しくは港によつて、又は琉球の輸出業者に対して外国の競争者に比べ、不当に差別的な運賃及び料金を設定し、その他不当な運賃及び料金を設定する明示又は黙示の貨物の運送に関する結果、協定又は申し合わせに参加すること。

(荷主の禁止行為)  
第三十五条 荷主は、定期航路事業者と通謀して、虚偽の運賃請求書を受領し、運送貨物の品目又は等級について貨率表の適用を偽り、運送貨物の数量を偽り、その他著しく不正な方法によつて、定期航路事業者が第二十一条(第二十二條において準用する場合を含む。)(の規定により届け出た貨率表の運賃及び料金より低い金額で当該定期航路事業者が貨物を運送させてはならない。

(現に存する協定等)  
第三十六条 この立法の規定は、この立法施行の日に現に存する協定等に適用する。

第三章 船舶貨運業、海上運送取扱業、海運仲立業、海運代理店業、検査業、鑑定業及び検査業

(準用規定)  
第三十七条 第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定は、船舶貨運業、海上運送取扱業、海運仲立業、海運代理店業、検査業、鑑定業及び検査業に準用する。

(氏名の明示)

第三十八条 検査業、鑑定業又は検査業を営む者は、検査、鑑定又は検査(以下「検査等」という。)(の依頼を受けた場合には、当該検査等に從事する者の氏名を依頼者及び関係人に告げなければならない。

(登録)  
第三十九条 検査人、鑑定人又は検査人(以下「検査人等」という。)(になる者とする者は、工務交通局長の検査人登録簿、鑑定人登録簿又は検査人登録簿に、規則の定める手続により、登録を受けなければならない。

(欠格事由)  
第四十条 左の各号の一に該当する者は、検査人等になることができない。  
一 禁治産者又は準禁治産者  
二 一年以上の徴役又は禁この刑に処せられ、その執行中又は執行の猶予期間中の者  
三 第四十三条二項の規定により登録のまつ消を受けた日から一年を経過しない者  
(登録のまつ消)  
第四十一条 工務交通局長は、検査人等が各号の一に該当する場合には、その登録をまつ消しなければならない。

一 業務を廃止したとき。  
二 死亡したとき。  
三 前条各号の一に該当するに到つたとき。  
(登録料の納付)  
第四十二条 検査人等の登録を受けようとする者は、登録料として三百円を納めなければならない。

(禁止行為)  
第四十三条 検査人等は、船積貨物について左の各号に該当する行為をしてはならない。  
一 個数の不正な計算又は受渡の虚偽の証明  
二 積付に関する虚偽の証明又は鑑定  
三 客積又は重量の不正計算  
四 行政主席は、検査人等が前項の規定に違反したときは、一年以内の期間を限り当該検査人等の業務を停止し、又はその登録をまつ消することができる。

行政主席は、前項に規定する処分をしようとするときは、当該検査人等に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。当該検査人等は、聴聞の場所において、意見を述べ及び証拠を提出することができる。

第四章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級  
(船舶の規格)  
第四十四条 行政主席は、海上運送事業に使用する船舶についてその規格を定め、これを公示し、当該規格により船舶を建造することを奨励することができる。

(船級)  
第四十五条 行政主席は、海上運送事業の健全な発達を図るため必要があると認めるときは、船舶の建造を注文しようとする者に対し、日本又は外国の船級協会が定める船級の登録を受けることのできる船舶を建造することを奨励することができる。

第五节 罰則  
第四十六条から第六十条まで削除  
第六章 雑則  
(外国人に対する適用除外)  
第六十一条 この立法の規定は、第三十二条から第三十五条までの規定を除き、琉球に籍を有する者及び琉球の法令により設立された法人その他の団体以外の者が、海上運送事業を営む場合には適用しない。

(五トン未満の船舶等に関する規定)  
第六十二条 この立法の規定は、左に掲げる船舶のみをもちて管内海上運送事業には適用しない。  
一 総トン数五トン未満の船舶  
二 二つのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもちて運転する舟  
(船舶受等の許可)  
第六十三条 琉球に籍を有する者又は琉球の法令により設立された法人その他の団体が、琉球に籍を有する者及び琉球の法令により設立された法人その他の団体以外の者の所有する船舶の譲渡又は借受をしようとするときは、行政主席の許可を受けなければならない。

行政主席は、前項の許可の申請が、その許可によつて船舶の供給が必要に對し著しく過剰にならず、且つ、海運の振興に著しく支障を及ぼすことにならない限り、これを許可しなければならない。

(船舶の譲渡等の許可)  
第六十四条 琉球に籍を有する者又は琉球の法令により設立されたその他の団体が、その所有する船舶を、琉球に籍を有する者及び琉球の法令により設立された法人その他の団体以外の者に譲渡又は貸渡をしようとするときは、行政主席の許可を受けなければならない。

(訴願)  
第六十五条 この立法に基いてした政府の処分不服がある者は訴願をすることができる。  
行政主席は、訴願を受けた場合は、この事項につき運輸審議会にからなければならぬ。

(出訴)  
第六十六条 前条の訴願の裁決に不服がある者は、

一 積付に関する虚偽の証明又は鑑定  
二 客積又は重量の不正計算  
三 行政主席は、検査人等が前項の規定に違反したときは、一年以内の期間を限り当該検査人等の業務を停止し、又はその登録をまつ消することができる。

行政主席は、前項に規定する処分をしようとするときは、当該検査人等に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。当該検査人等は、聴聞の場所において、意見を述べ及び証拠を提出することができる。

第四章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級  
(船舶の規格)  
第四十四条 行政主席は、海上運送事業に使用する船舶についてその規格を定め、これを公示し、当該規格により船舶を建造することを奨励することができる。

(船級)  
第四十五条 行政主席は、海上運送事業の健全な発達を図るため必要があると認めるときは、船舶の建造を注文しようとする者に対し、日本又は外国の船級協会が定める船級の登録を受けることのできる船舶を建造することを奨励することができる。

第五节 罰則  
第四十六条から第六十条まで削除  
第六章 雑則  
(外国人に対する適用除外)  
第六十一条 この立法の規定は、第三十二条から第三十五条までの規定を除き、琉球に籍を有する者及び琉球の法令により設立された法人その他の団体以外の者が、海上運送事業を営む場合には適用しない。

(五トン未満の船舶等に関する規定)  
第六十二条 この立法の規定は、左に掲げる船舶のみをもちて管内海上運送事業には適用しない。  
一 総トン数五トン未満の船舶  
二 二つのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもちて運転する舟  
(船舶受等の許可)  
第六十三条 琉球に籍を有する者又は琉球の法令により設立された法人その他の団体が、琉球に籍を有する者及び琉球の法令により設立された法人その他の団体以外の者の所有する船舶の譲渡又は借受をしようとするときは、行政主席の許可を受けなければならない。

行政主席は、前項の許可の申請が、その許可によつて船舶の供給が必要に對し著しく過剰にならず、且つ、海運の振興に著しく支障を及ぼすことにならない限り、これを許可しなければならない。

(船舶の譲渡等の許可)  
第六十四条 琉球に籍を有する者又は琉球の法令により設立されたその他の団体が、その所有する船舶を、琉球に籍を有する者及び琉球の法令により設立された法人その他の団体以外の者に譲渡又は貸渡をしようとするときは、行政主席の許可を受けなければならない。

(訴願)  
第六十五条 この立法に基いてした政府の処分不服がある者は訴願をすることができる。  
行政主席は、訴願を受けた場合は、この事項につき運輸審議会にからなければならぬ。

(出訴)  
第六十六条 前条の訴願の裁決に不服がある者は、

一 積付に関する虚偽の証明又は鑑定  
二 客積又は重量の不正計算  
三 行政主席は、検査人等が前項の規定に違反したときは、一年以内の期間を限り当該検査人等の業務を停止し、又はその登録をまつ消することができる。

行政主席は、前項に規定する処分をしようとするときは、当該検査人等に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。当該検査人等は、聴聞の場所において、意見を述べ及び証拠を提出することができる。

第四章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級  
(船舶の規格)  
第四十四条 行政主席は、海上運送事業に使用する船舶についてその規格を定め、これを公示し、当該規格により船舶を建造することを奨励することができる。

(船級)  
第四十五条 行政主席は、海上運送事業の健全な発達を図るため必要があると認めるときは、船舶の建造を注文しようとする者に対し、日本又は外国の船級協会が定める船級の登録を受けることのできる船舶を建造することを奨励することができる。

第五节 罰則  
第四十六条から第六十条まで削除  
第六章 雑則  
(外国人に対する適用除外)  
第六十一条 この立法の規定は、第三十二条から第三十五条までの規定を除き、琉球に籍を有する者及び琉球の法令により設立された法人その他の団体以外の者が、海上運送事業を営む場合には適用しない。

より、この立法施行の日から六十日以内に、行政主席にその旨を届け出なければならない。

5 この立法施行の際現に貨物定期航路事業又は旅客定期航路事業を営んでいる者は、この立法施行の日から六十日以内は、第二十一条（第二十二條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定による届出又は公示することを要しない。

6 この立法施行の際現に職業として検査等に従事している者は、この立法施行の日から六十日以内は、第三十九条の規定による登録を受けて検査等に従事する者とみなす。

附則（一九五四・九・三一立法二十九）  
この立法は、公布の日から施行する。

附則（一九五五・十・二十八立法六十）  
この立法は、公布の日から施行する。

附則（一九五五・十・二十八立法六十）  
この立法は、公布の日から施行する。但し、第二十三條、第二十三の二及び第二十三條の五の改正規定は、一九五五年七月一日から適用する。

### ◎那覇商港管理法

（一九五二年八月二五日立法第二十七号）

#### 目次

第一章 総則（一条—四条）  
第二章 入出港及びびいてい船（五条—九條）  
第三章 危険の予防（一〇條—一四條）  
第四章 施設の使用（一五條—二三條）  
第五章 罰則（二四條—二九條）  
附則  
第一章 総則  
（本法の目的）  
第一条 本法は、那覇商港における船舶交通の安全及

び那覇商港内の整頓を図り、もつてその秩序を維持するとともに、商港施設の使用の方法を定めることをもつて目的とする。

（那覇商港）  
第二条 那覇商港（以下「商港」という。）とは、港灣令（一九五四年琉球列島米国民政府布令第三百三十三号）第二条に定められた区域をいう。

（用語の定義）  
第三条 本法において商港施設とは、左に掲げる施設をいう。

一、繫船岸壁  
二、荷揚場  
三、野積場  
四、その他政府が公共の用に供するためにした設備並びに工場物

2 本法において使用者とは、第十五條第一項の許可を受けて商港施設を使用するものをいう。

3 本法において雑種船とは、汽艇、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶をいう。

（企業の許可）  
第四条 商港で企業を行うとするものは、行政主席の許可を受けなければならない。

第二章 入出港及びびいてい船  
（入港前の手続）  
第五条 商港に入港しようとする船舶は、法令の定めるところにより、商港港務所長（以下港務所長という。）の指示を受けなければならない。

（入出港の届出）  
第六条 船舶は、商港に入港したとき又は商港を出港しようとするときは港務所長に届け出なければならない。但し、特に規則の定めるところにより除かれた船舶は、この限りでない。

#### （規則への委任）

第七条 商港における船舶の泊、錨地の指定等に関する事項及び繫留施設の使用について港務所長と船舶との間に行う信号その他の通信については、規則をもつて定める。

（夜間入出港の制限）  
第八条 船舶は、港務所長の許可ある場合又は海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合を除いて、日没から日出までの間は、商港に入港し又は商港から出港してはならない。

（移動の制限）  
第九条 船舶は、許可を受けてするものほかは、港務所長の指定した一定の区域又は錨地の外に移動してはならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 前項但書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港務所長に届け出なければならない。

第三章 危険の予防  
（米国軍使用港長との協力）  
第十条 港務所長は、その職務を遂行するに当っては、米国軍使用港長と協力して船舶交通の安全をはからなければならない。

（並列航行、追越の禁止）  
第十一条 船舶は、商港内においては並列して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。

（危険物積載船舶に関する特則）  
第十二条 爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。以外同じ。）を積載した船舶は、商港に入港しようとするときは、商港及び米国軍使用港の境界外で、港務所長の指揮を受けなければならない。

2 前項の危険物の種類は、規則で定める。

（危険物の積込、荷卸の許可）  
第十三条 船舶は、商港において危険物の積込又は荷卸をするには、港務所長の許可を受けなければならない。

（海難の際の必要措置）  
第十四条 商港内又は境界附近において発生した海難に因り他の船舶交通を阻害する状態が生じたときは、当該海難に係る船舶の船長は、遅滞なく標識の設定その他危険予防のため必要な措置をし、且つ、その旨を港務所長に報告しなければならない。

2 前項の規定は、雑種船に準用する。

第四章 施設の使用  
（使用の許可）  
第十五条 商港施設を使用しようとするものは、行政主席の許可を受けなければならない。

2 行政主席が前項の規定に基づいて許可をする場合には、条件を附することができる。

（特殊設備の設置許可）  
第十六条 使用者が使用場所に特殊の設備をなそうとするとき又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ行政主席の許可を受けなければならない。

（施設使用の制限貨物）  
第十七条 左の各号の一に該当する貨物については、行政主席は、使用者に対して商港施設の使用を停止し、その貨物の搬出を命ずることができる。

一、爆発性又は燃焼性のもの。  
二、他の貨物を汚損する虞のあるもの。  
三、伝染病毒その他感染の虞があるもの。  
四、商港施設を毀損する虞があるもの。  
五、前各号に掲げるもののほか行政主席の指定するもの。

（補償の無責任）  
第十八条 前条の規定に基づく命令により又は商港施

設の使用によつて使用者又は第三者に対して与えた損失について政府は、その補償の責を負はない。

（転貸又は譲渡等の禁止）  
第十九条 使用者は、その商港施設を使用する権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は商港施設を転貸してはならない。

（使用許可の取消）  
第二十条 前条の規定に違反した場合は、行政主席は、第十五條第一項の許可を取り消すことができる。

（原状回復の義務）  
第二十一条 使用者又はその使用人が商港施設を滅失又は毀損したときは、直ちに原状に回復し、行政主席の検査を受けなければならない。但し、行政主席の定める損害額を補償して原状回復の義務を免れることができる。

（使用料の納入等）  
第二十二条 使用者が商港施設の使用をおえたとき、又は、使用の許可を取り消されたときは、直ちに、その商港施設を原状に回復させて、行政主席の検査を受けなければならない。

（使用料の納入等）  
第二十三条 使用者は、使用料を政府に納めなければならない。

2 行政主席は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 使用料の額、算定及び納入並びに使用料の減免に關し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則  
第二十四条 第九條第一項、第十條、第十二條又は第十三條の規定に違反したときは、その行為をした者は、八十五ドル以下の罰金に処する。

第二十五条 第十四條の規定に違反した者は、八十五ドル以下の罰金に処する。

第二十六条 第五條又は第六條の規定に違反したとき

は、その行為をした者は、三十五ドル以下の罰金に処する。

第二十七条 第八條の規定に違反したときは、その行為をした者は、二十五ドル以下の罰金に処する。

第二十八条 第四條、第十五條第一項、第十六条又は第十九條の規定に違反した者は、十五ドル以下の罰金に処する。

第二十九条 第十七條の規定による命令若しくは第二十条の行政主席の処分又は第二十二條の規定に違反した者は、十五ドル以下の過料に処する。

附則  
（施行期日）  
1、本法は、公布の日から施行する。

（施行規則）  
2、船舶（雑種船を含む。）の商港における入出港又は商港内における船舶交通に關し、本法又は他の法令をもつて定めたもののほか、必要な事項は、規則をもつて定める。

附則（一九五六年七月二七日立法第二十八号）  
この立法は、公布の日から施行する。

附則（一九五九年四月二四日立法第四五号）  
この立法は、公布の日から施行する。

附則（一九六〇年五月六日立法第一七号）  
この立法は、公布の日から施行する。

。米国民政府布令第九十八号（一九五三・一・二〇）

### ◎航海規定 難破船及び沈没船

第一条 この布令は琉球列島の航行可能な領海における航行に対する種々の恐威及び障害に關する規定である。領海の範圍は、堡礁、総状の暗礁、その他の暗礁体系の各点から三かゝりの半径で画いた円形の諸括弧の結んだ外色線内の海域となっており、この

三 かいりという距離は、暗礁体系がある場合は、その最低水線から測り、暗礁体系がない場合は、琉球列島の管轄内にある島、小島、環礁、暗礁又は岩礁の最低水線から測ることとなる。

第二条 琉球列島の航行可能な海域において、船舶又ははしけの通路を妨害するような状態で、船舶又ははしけを停留又は投錨すること並びに同海域において、故意に、或は過失によつて、船舶又ははしけを沈没又は沈没させておくことは、不法とする。

第三条 琉球列島の航行可能な海域において、偶発的によるものと否を問はず船舶、いかだ又ははしけが難破し、沈没する場合は、同沈没船舶の所有者は、即時、日中は浮標、又は立標、夜中は点灯浮標を設置して、沈没船舶を撤去又はその所有権を放棄するまでは、同標識を維持しなければならない。同所有者が標識の設置を怠り又は設置しない場合は、不法とする。

第四条 沈没船舶の所有者はすべて、即時、同船舶の撤去を開始し、これを真剣に遂行しなければならない。これを遂行しない場合は、同船舶の所有権を放棄したものとみなして、以下規定するとおりに、琉球政府が同船舶を撤去することができる。

第五条 琉球政府は、その指定する適当な機関を通して、同機関が必要と認められた場合、難破船又は一時的の障害物の上に、灯船、その他適当な危険警標を設置させることができる。

第六条 琉球列島の航行可能な海域が、沈没した船舶、舟艇、はしけ、いかだ、その他これに類する障害物によつて妨害され、且つ、同障害物が、六十日以上、存続する場合、又は同障害物の所有権の放棄が、短期間で、法的に、確定されない場合は、沈没した船舶、舟艇、はしけ、いかだ、その他の障害物は、同船舶の所有者に対し、損害、賠償の義務を負わ

ないで、琉球政府の指定機関によつて、解体、撤去、売却し、又は他の方法で、処分することができる。

第七条 琉球列島の航行可能な海域において、沈没又は座礁若しくは必要以上に放置されている船舶、舟艇はしけ、いかだ、その他これに類する障害物が、他船舶の航行を停止させ、極度に妨害し、又航行に特に危険を及ぼすような状態にあると琉球政府の指定機関が認められた場合は、同機関は、同障害物を撤去又は破壊して航路を再開するために、それを即時引取る権利を有し、いかなる者も、同撤去又は破壊を妨害してはならない。

第八条 取り敢えず、障害物の撤去又は破壊を引き受けた前述の代行機関は、必要と認められる場合、同障害物の所有者に同障害物を撤去するよう文書をもつて、通告することができる。

第九条 取り敢えず、障害物を撤去又は破壊する場合の経費は、同船舶又は船舶の負担とし、同船舶の所有者が通告を受領してから六十日以内に、同経費を琉球政府に、納入することを拒否し又は納入しない場合は、前述の代行機関は、船舶又は船舶若しくは使用にたえるその部分品を売却することができる。

第十条 琉球人又は琉球法人以外の所有者に係るものであると判明した障害物に関しては、前条の規定に基づき、処置を講ずる前に、米国民政府から、同規定を適用するための認可を得なければならない。

第十一条 第九条及び第十条の規定に基づく処置による売上高は、琉球政府の収入とする。

第十二条 この布令は、一九五三年二月一日から施行する。

副長官の命により公布する。  
民政官  
米国民政府准将  
ゼームス・エム・ルイス

旧せしめるための費用とする。これはすべての修復工事、資材又は個人業者若しくは政府の如何を問わず、その提供する必要な機具の費用を含む。附帯費で、この項目に含まれない場合は請求総額に附加し其の一部とする。

#### 第七条 附帯費

第五条の規定による破損又は破壊によつて、附随的又は直接的に生ずる費用は、責任者に対する請求総額の中に、その一部として含めるものとし、左記各号の中該当するものをいう。

- 一、破損を受け又は破壊された航海補助施設の代りに恒久的又は一時的若しくは補助的の新施設を運営できるように所定の場所に設置するための費用
- 二、破損を受け又は破壊された航海補助施設の代りに一時的又は補助的施設として運営できるように所定の場所に設置された新施設の撤去に要する費用
- 三、実際に修復又は新築に従事している期間中の一時的又は補助的施設の運営に要する費用
- 四、破損を受け又は破壊された航海補助施設若しくはその一部分及び喪失部分の調査、復旧、撤去に要し、又は復旧及び撤去の企図に要する費用
- 五、破損又は破壊のために生じた政府職員公認職員及び船舶の勤務、奉仕及び航行に浪費された時間に対する支払
- 六、破損又は破壊の結果、利用された一時的又は補助的航海補助施設の設置、維持及び撤去に関連して失われた航海補助施設用の機具及び資材に対する政府補助の全費用

#### 第八条

琉球に籍を有するすべての者又は法人以外について及び琉球に籍を有するすべての船舶、舟艇、いか

### ○米国民政府布令第九十六号（一九五三、一、一〇） ◎航海規程—航海補助施設

#### 第一条 航海補助施設の妨害又は破壊

一 いかなる者でも、米国民政府、琉球政府その他法的に認められた個人、公共団体若しくは出先機関によつて設置され又は維持されている航海補助施設を移動し、その上に建築し、変更し、汚損し、破壊し、損傷し、船舶を停留することによつて当該施設を妨害し、又は方法のいかんにかかわらずその使用価値を損つてはならない。

二 罰則—この項の規定に違反し、違反を援助し、承認し若しくは煽動する者、又は法人は、すべて反則者として有罪判決の上、法人の場合は一百万円以上五百万円以下の罰金に処し、個人の場合は、前記の罰金若しくは一年以下の懲役又はその両刑に処する。

#### 第二条 損害賠償の義務

前条第一号の規定に対する違反行為のために使用された船舶、舟艇、いかだその他の船舶は、すべて琉球政府巡回裁判所において即決により損害額の負担を判決された場合は、前述の船舶舟艇、いかだその他の船舶が与えた損害を負担するものとする。

#### 第三条 報告

船舶、舟艇、いかだその他の船舶が法的に設置された航海補助施設に衝突した場合又はかかる衝突に関係がある場合は、前述の船舶、舟艇、いかだその他の船舶の責任者は、所轄官庁たる最寄りの琉球政府運輸局関係機関に事故を報告しなければならない。

#### 第四条 支払金の預入

一 米国民政府によつて、設置され又は維持されている航海補助施設が、破損を受け又は、破壊された場合は、同破損又は破壊に対する責任者は、同施設の

だその他の船舶以外について、並びに米国民政府により設置され又は維持されているすべての航海補助施設について、前記の規定に基づき、処置を講ずる前に琉球列島米国民政府から、前記の規定を適用するための認可を得なければならない。

#### 第九条

この布令は、一九五三年二月一日から施行する。

副長官の命により公布する。  
民政官  
米国民政府准将  
ゼームス・エム・ルイス

### ◎港 湾 令 米国民政府布令第三百三十三号（一九五四・四・八）

#### 第一章 那覇商港（琉球政府）

第一条 この布令で定める那覇商港の管理運営は、他の現行法規及び将来設定される法規に基づき、琉球政府がこれを行うものとする。

#### 第二条 那覇商港とは、左記の境界線内のすべての土地をいう。

那覇市内に所在する第一号線道路西側の辺線と前述同路が川を横断する橋梁によつて定められる国場川の中心線との交差点を起点とし、そこから第一号線道路の西側辺線から西方に十二呎離れた平行線上において大体北の方向に、那覇港内小型船留地の北側水際から北方に百呎離れた平行線との交差点から約五十呎の地点、そこから

前項後述の平行線及びその西方への延長線に沿うて大体西の方向に、道路（政庁—那覇港線）の東側境界線との交差点から約八十七呎の地点、そこから前項後述の境界線に沿うて大体南の方向に（政庁—那覇港線）の那覇港ターミナルビルを前方を通り同

#### 第六条 修復費の算出

修復の費用は、破損した施設を使用できる程度に復

ビルに隣接する那覇港湾北側の水際から北方に約三百呎離れた平行線をなす部分の南側境界線との交差点から約二百二十呎の地点、そこから前項南側の境界線に沿って大体西の方向に(政庁一那覇港線)の小型船舶繫留地の端の東側水際から東方に約百二十呎離れた平行線をなす部分の西側境界線との交差点から約五百二十呎の地点、そこから前項後述の境界線に沿って大体北の方向に、小型船舶繫留地の北側水際から北方に約八十呎離れた平行線との交差点から約五十呎の地点、そこから前項後述の平行線及びその西方への延長線に沿って真直に大体西の方向に、西新町二丁目二番地及び三番地の東側境界線との交差点から約八十呎の地点、そこから前項後述の境界線に沿って大体西の方向に、護岸の南西の端から約二百十呎の地点、そこから前項後述の護岸に沿って大体北の方向に、三重城防波堤の南側辺線との交差点から約七十呎の地点、そこから前項後述の防波堤の線に沿って該防波堤の西端に至り、そこから西南西(四五度)の方向に那覇港水路の中心線に至り、そこから同水路及び那覇港の中心線に沿って、曲りくねり起点に至る。

## ◎港 湾 法

(一九五四年十月八日立法第五十九号)  
改正 一九五五、立法五九

### 第一章 総 則

#### (目的)

第一条 この立法は、港湾の開発、利用及び管理の方法を定めることを目的とする。

#### (定義)

第二条 この立法で「港湾管理者」とは、港湾を管理する政府又は市町村をいう。

2 この立法で「特定港湾」とは、政府の管理する港湾をいう。

3 この立法で「重要港湾」とは、外国貿易船舶の出入する港湾で、規則で定めるものをいう。

4 この立法で「避難港」とは、暴風雨に際し船舶が避難のためい船する港湾で定めるものをいう。

5 この立法で「地方港湾」とは、前三項に規定する以外の港湾をいう。

6 この立法で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港区域内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用に必要な第二十二号及び第十三号に掲げる施設をいう。

何なる規定も廃止される布令に基き生じた琉球政府の義務を解除又は減少せしめるものでなく、又同布令が廃止されたという理由をもって、同法に基いてとられた合法的処置が無効又は効力が減少するものでもない。

民政副長官の命により発布する。

首席民政官  
米國陸軍准将

チャールズ・V・ブラムリー

一 水域施設 航路、船地及び船たまり  
二 外かく施設 防波堤、防砂堤、導流堤、護岸、堤防、突堤及び胸壁  
三 くい留施設 岸壁、くい船浮標、くい船くい、さん橋、浮さん橋、物揚場及び船揚場  
四 臨港交通施設 道路、橋りょう  
五 航行補助施設 航路標識並びに船舶の出入港のための信号施設及び港務通信施設  
六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、無軌道式走行荷役機械、荷さばき地及び上屋  
七 旅客施設 手荷物取扱所及び待合所  
八 保管施設 倉庫、野積場、貯炭場、貯油場及び危険物置場  
九 船舶補給施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設(港湾役務提供用船舶を除く。)  
十 港湾厚生施設 船舶乗組員の休泊所  
十一 港湾施設用地 前各号の施設の敷地  
十二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設  
十三 港湾役務提供用船舶 船舶の離着岸を補助するための船舶並びに船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶

7 この立法で「港湾工事」とは、港湾施設を建設し、改良し、維持し、又は復旧する工事をいう。  
8 この立法で「港湾区域」とは、第六条の規定により認可があつた水域をいう。  
9 この立法で「臨港区域」とは、都市計画法(一九五三年立法第三十四号)第十条第三項の規定により臨港地区として指定された地区又は第八条の規定により行政主席の認可があつた地区をいう。

第二章 港湾管理者としての市町村(業務)

第三条 港湾管理者は、左の業務を行う。但し、その他港湾の開発、利用及び管理のため必要な業務を行うことができる。

一 港湾区域及び港湾施設を良好な状態に維持すること。(港湾区域内における漂流物その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去を含む)  
二 港湾の発展のため必要な港湾施設及び改良の計画を作成すること。  
三 前号の計画を実施するために必要な港湾工事をする事  
四 港湾施設の使用に關し必要な規制を行うこと(使用料等の徴収)

第四条 港湾管理者は、その管理する港湾施設の使用料及び賃貸料並びに港湾管理者が提供する給水その他の役務の利用に対し料金を徴集することができる。

2 前項に基く料金は、施行期日の三十日前までに行政主席の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

(起債)  
第五条 港湾管理者は、港湾施設の建設、改良又は復旧の費用に充てるため、市町村財政法(一九五三年立法第二号)第五条第五号の規定により起債をすることができ。

### 第三章 港湾区域及び臨港地区

#### (港湾区域)

第六条 港湾管理者は、港湾区域を定める場合には、行政主席の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

#### (港湾区域内の工事等の許可)

第七条 港湾区域内において又は港湾区域外百メートル以内の地域であつて港湾管理者の長が指定した地域において、水域施設、外かく施設若しくはくい留

施設を建設し、港湾工事以外の工事をし、その他水域若しくは地域の一部を占用し、(公有水面の埋立による場合を除く。)又は土砂を採取しようとする者は、港湾管理者の長の許可を受けなければならない。

2 港湾管理者の長は、前項の建設若しくは工事、占用又は採取が港湾の保全に著しく支障を与え、又は港湾の開発発展に關する港湾管理者の計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならない。

3 政府又は他の市町村が、第一項の建設若しくは工事、占用又は採取をしようとする場合には、第一項中「港湾管理者の長の許可を受け」とあるのは「港湾管理者の長と協議し」と、前項中「許可をし」とあるのは「協議に応じ」と読み替へるものとする。

4 港湾管理者の長は、第一項の許可を受けた者から水域占用料又は土砂採取料を徴収することができる。

#### (臨港地区)

第八条 港湾管理者は、都市計画法第二条の規定により決定された都市計画区域以外の地域について、行政主席の認可を受けて臨港地区を定めることができる。

2 前項の臨港地区は、当該港湾区域を地先水面とする地域において、当該港湾の管理運営に必要な最小限度のものでなければならない。

### 第三章 港湾区域及び臨港地区

#### (港湾区域)

第六条 港湾管理者は、港湾区域を定める場合には、行政主席の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

#### (港湾区域内の工事等の許可)

(港湾区域)

第七条 港湾区域内において又は港湾区域外百メートル以内の地域であつて港湾管理者の長が指定した地域において、水域施設、外かく施設若しくはくい留施設を建設し、港湾工事以外の工事をし、その他水域若しくは地域の一部を占用し、(公有水面の埋立による場合を除く。)又は土砂を採取しようとする者は、港湾管理者の長の許可を受けなければならない。

2 港湾管理者の長は、前項の建設若しくは工事、占用又は採取が港湾の保全に著しく支障を与え、又は港湾の開発発展に關する港湾管理者の計画の遂行を著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならない。

3 政府又は他の市町村が、第一項の建設若しくは工事、占用又は採取をしようとする場合には、第一項中「港湾管理者の長の許可を受け」とあるのは「港湾管理者の長と協議し」と、前項中「許可をし」とあるのは「協議に応じ」と読み替へるものとする。

4 港湾管理者の長は、第一項の許可を受けた者から水域占用料又は土砂採取料を徴収することができる。

#### (臨港地区)

第八条 港湾管理者は、都市計画法第二条の規定により決定された都市計画区域以外の地域について、行政主席の認可を受けて臨港地区を定めることができる。

2 前項の臨港地区は、当該港湾区域を地先水面とする地域において、当該港湾の管理運営に必要な最小限度のものでなければならない。

### 第四章 港湾工事の費用

#### (費用の負担)

第九条 特定港湾において、一般公衆の利用に供する目的で、港湾工事をする場合はその工事に要する費

用は、政府の負担とする。

(費用の補助申請)

第十条 第三条第五号の港湾工事のため港湾管理者は、当該工事について、政府に、費用の補助を申請することができる。

第十一条 前条の申請があつた場合政府は、特に必要があるとき認めるときは、予算の範囲内で、一般公衆の利用に供する目的で左に掲げる港湾の工事費について、その一部又は全額を補助することができる。

一 重要港湾及び地方港湾

二 避難港

(航海補助施設)  
第十二条 港湾区域外の航路標識の建設及び維持管理は、政府がしなければならぬ。

第五章 罰則

第十三条から第十七条まで削除

第六章 雑則

(港湾管理者以外の者の料金)  
第十八条 港湾管理者以外の者で、当該港湾において港湾の利用に必要な施設又は役務の提供に対し、料金を徴収しようとする者は、料率を定め、港湾管理者に利率を記載した書面を提出しなければならぬ。

2 前項の規定は、その都度契約によつて提供される施設又は役務については、適用しない。  
(運輸審議会への諮問事項)  
第十八条の二 行政主席は、左に掲げる事項に関しては、運輸審議会にはからなければならぬ。

一 避難港の決定

二 第六条の規定による港湾区域の認可  
三 第八条の規定による臨港地区を定めることについての認可  
(港湾施設の譲渡等)

荷さばき若しくは保管又は貨物のはしけからの取卸若しくははしけへの積込  
2 この立法で「港湾運送事業」とは、営利を目的とするとしなむとを問はず港湾運送を行ふ事業をいう。  
3 この立法で「港湾」とは、港湾法(一九五四年立法第五十九号)に規定する特定港湾及び重要港湾並びに政府が指定した港湾をいう。

第三条 港湾運送事業の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 一般港湾運送事業(前条第一項第一号に掲げる行為を行う事業)
- 二 一般内荷役事業(前条第一項第二号に掲げる行為を行う事業)
- 三 はしけ運送事業(前条第一項第三号に掲げる行為を行う事業)
- 四 沿岸荷役事業(前条第一項第四号に掲げる行為を行う事業)

(適要除外)

第四条 この立法は、米政府のために行う港湾運送事業で同政府と正式に契約したものであるについては、適用しない。

第二章 港湾事業

(登録)

第五条 港湾運送事業を営もうとする者は、港湾ごとに第三条各号の種類について、行政主席の登録をうけなければならぬ。

(登録の申請)

第六条 港湾運送事業の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載し申請を行政主席に提出しなければならぬ。  
一 氏名又は名称及び住所

第十九条 工事の費用を政府が負担し、又は補助した港湾施設を譲渡し、担保に提供し、若しくは貸し付けようとする者は、行政主席の認可を受けなければならぬ。但し、政府が負担し、若しくは補助した金額に相当する金額を返還した場合はこの限りでない。

2 港湾管理者は、前条本文の規定により行政主席の認可を受けた場合又は同項但書の場合の外その管理する一般公衆の利用に供する港湾施設を一般公衆の利用に供せられなくする行為をしてはならない。  
(直轄工事)  
第二十条 重要港湾、地方港湾又は避難港において、一般交通の利便を増進するため必要がある場合において政府と港湾管理者が協議が調つたときは、行政主席、予算の範囲内で港湾工事を自らすることができぬ。

(土地又は工作物の譲渡)

第二十一条 行政主席は、前条に規定する港工事によつて生じた土地又は工作物を、港湾管理者に譲渡することが出来る。  
(委任規定)  
第二十二条 この立法の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第二十三条 第七条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けなかつた者は、一万円以下の罰金に処する。  
附 則

- 1 この立法は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 2 この立法施行の際、現に港湾施設の使用料及び賃料並びに役務の料金を徴収している者は、この立法施行の日から六十日以内に第四条第二項の規定に

基く行政主席の認可を受けなければならぬ。

附 則(一九五五、十、二十八)立法五十九)

この立法は、公布の日から施行する。

◎港湾運送事業法

(一九五五年十一月一日立法第六十四号)

第一章 総 則

(目的)

第一条 この立法は、港湾運送に關する秩序の確立及び港湾運送事業における公正な競争の確保を図るとともに、港湾運送の施設の改善に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この立法で「港湾運送法」とは、他人の需要に依つて行ふ行為であつて、左の各号の一に該当するものをいう。

- 一 荷主又は船舶運航事業者の委託を受け、船舶により運送された貨物の港湾における船舶からの受取若しくは荷主への引渡又は船舶により運送されるべき貨物の港湾における船舶への引渡若しくは荷主から受取にあわせてこれらの行為に先行し又は後続する次号から第四号まで掲げる行為を一貫して行ふ行為
- 二 港湾においてする船舶人への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸
- 三 港湾における貨物の船舶(総トン数百トン以上の鋼製船舶を除く。)又ははしけによる運送(規則で定めるものを除く。)
- 四 港湾においてする、船舶若しくははしけにより運送された貨物の上屋その他の荷さばき場(以下「荷さばき場」という。)への搬入、船舶若しくははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出、これらの貨物の荷さばき場における

(登録手数料)

第九条 登録の申請者は、二千元をこえない範囲内において、規則で定める額の手数料を納めなければならない。

(運賃及び料金)

第十条 港湾運送事業の登録を受けた者(以下「港湾運送事業者」という。)は規則で定める手続に従い港湾ごとに運賃及び料金を定め、これを実施しようとする日の少くとも三十日前までに、行政主席に届け出るとともに、営業所において利用者の見易いようこれを掲示しなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

2 利害関係人は、前項の規定により港湾運送事業者が定めた運賃及び料金が不当であると認めるときは、同項の期間内に、行政主席に対し、その理由を具して運賃及び料金の変更を港湾運送事業者に命ずべきことを請求することができる。

3 行政主席は、前項の請求があつたとき、又は自ら第一項の規定により港湾運送事業者が定めた運賃及び料金が次項各号の基準に適合しないと認めるときは、当該港湾運送事業者に対し運賃及び料金の実施を延期すべきことを命ずることができる。

4 行政主席は、前項の命令をした場合には、議会にはかり、当該運賃及び料金が左の各号の基準に適合するかどうかを審査して運賃及び料金の変更の要否を決定し、変更すべきものと決定したとき、当該港湾運送事業者に対し、理由を示して運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。但し、第一項の規定による実施の予定の日から六十日を経過したときは、この限りでない。

一 能率的な経営の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること  
二 特定の利用者に対し不当な差別的取扱をするも

のでないこと。

5 第三項の規定による命令があった場合において、第一項の規定による実施の予定の日から六十日を経過したとき、又は前項の規定による行政主席の決定があったときは、港灣運送事業者は、その日から当該運賃及び料金（同項の規定により変更の命令があった場合には、その変更に係る運賃及び料金）を実施することができる。

（運賃及び料金の変更報告及び命令）

第十一条 利害関係人は、港灣運送事業者の実施している運賃及び料金が、その設定の時期における物価、賃金その他の経済事業が著しく変動したために、前条第四項各号の基準に適合しなくなつたと認めるときは、行政主席に対し、その理由を具して運賃及び料金の変更を港灣運送事業者に報告すべきことを請求することができる。

2 行政主席は、前項の請求の理由が正当であると認めるとき、又は自ら港灣運送事業者の実施している運賃及び料金が前条第四項各号の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該港灣運送事業者に対し、その理由を示して、当該運賃及び料金を変更すべきことを勧告することができる。

3 前項による勧告があったときは、港灣運送事業者は、勧告のあった日から三十日以内に、行政主席に対し、当該勧告を承諾するかしないか（承諾しない場合はその理由を附して）を回答しなければならぬ。

4 行政主席は、港灣運送事業者が前項に規定する回答をしないときは、当該港灣運送事業者に対し、当該運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。承諾しない旨の回答があった場合において、運輸審議会にはかり、その承諾しない理由が正当でないことを認めるときも同様とする。

らぬ。

（全部下請の禁止）

第十八条 港灣運送事業者は、その引き受けた港灣運送を行う場合には規則の定めるところにより、第二条第一項第二号、第三号又は第四号の行為の少くとも一部を自ら行わなければならない。

（変更等の届出）

第十九条 港灣運送事業者は、第六条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があったときは、その事由が生じた日から三十日以内にその旨を行政主席に届け出なければならない。

2 第七条及び第八条の規定は、前項の規定による変更の届出があった場合に準用する。

3 港灣運送事業者は、その雇用する労働者及び事業の施設につき、規則の定める事項を変更したときは、三十日以内にその旨を行政主席に届け出なければならない。

（相続及び合併）

第二十条 港灣運送事業者が死亡し又は合併したときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により事業を引き続き営むべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人（以下「相続人等」という。）は、死亡又は合併の日から三十日以内にその旨を行政主席に届け出なければならない。

2 相続人等は、第五条の規定にかかわらず、当該港灣運送事業者が死亡し又は合併の日から六十日間は当該事業を引き続き行うことができる。その期間内に第六条の規定により登録を申請した場合において、その申請について登録をした旨又は登録を拒否する旨の通知を受ける日まで、同様とする。

3 相続人等が当該港灣運送事業者の死亡又は合併の日から六十日以内に登録を申請するときは、第九条

5 港灣運送事業者は、第三項の規定により勧告を承諾する旨を回答したときはその日から三十日以内に、又は前項の規定により命令を受けたときはその日から二十日以内に、当該運賃及び料金を変更する手続を行わなければならない。

（運賃及び料金の遵守）

第十二条 港灣運送事業者は、第十条の規定により実施することとなつた運賃及び料金よりも高額若しくは低額の運賃及び料金を收受してはならず、又は收受した運賃及び料金の割戻をしてはならない。

（港灣運送約款）

第十三条 一般港灣運送事業者の登録を受けた者（以下「一般港灣運送事業者」という。）は、規則で定める手続に従い港灣運送約款を定め、これを実施しようとする日の三十日前までに行政主席に届け出るとともに、営業所において利用者の見易いようにこれを掲示しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 利害関係人は、前項の規定により一般港灣運送事業者が定めた港灣運送約款が不当であると認めるときは、同項の期間内に、行政主席に対し、その理由を具して港灣運送約款の変更を一般港灣運送事業者に命ずべきことを請求することができる。

3 行政主席は、前項の請求があったとき、又は自ら第一項の規定により一般港灣運送事業者が定めた港灣運送約款の実施を延期すべきことを命令することができる。

4 行政主席は、前項の命令をした場合には、運輸審議会にはかり、当該港灣運送約款が左の各号の基準に適合するかどうかを審議して港灣運送約款の変更の要否を決定し、変更すべきものと決定したときは、当該一般港灣運送事業者に対し、理由を示して、港灣運送約款を変更すべきことを命ずることが

規定にかかわらず、手数料を納めることを要しない。

（公益命令）

第二十一条 行政主席は、災害の救助その他公共の安全の維持のため必要な港灣運送であり、且つ、自発的に当該業務を行う者がない場合又は著しく不足する場合に限り、第十七条の規定にかかわらず、港灣運送事業者を指定して、左の各号に掲げる事項を命ずることができる。

一 行政主席の指定した貨物の取扱又は運送をすること。  
二 貨物の取扱又は運送の方法又は順位を変更すること。

2 前項の規定による命令で次の規定による損失の補償を伴うものは、これによって必要となる補償金の総額が、立法院の決議を終了する金額をこえない範囲内で、これをしなければならぬ。

（損失の補償）

第二十二条 前条第一項の規定による命令を受けた者に対しては、その命令を受けたことよって通常生ずべき損失（その命令を受けなかったならば通常得らるべき利益が得られなかったことによる損失を含む。）を補償する。

2 前項の補償額は、行政主席がこれを決定する。  
3 前二項に定めるものの外、損失の補償に關し必要な事項は規則で定める。

（協定契約に関する制限）

第二十三条 港灣運送事業者が他の港灣運送事業者とする施設の共用に關する事項を内容とする協定、契約又は共同行為（以下「協定等」という。）については、左の各号に該當する事項を内容としてはならない。  
一 不公正な競争方法を用いる場合の協定等

できる。但し、第一項の規定による実施の予定の日から六十日を経過したときは、この限りでない。

一 利用者の正当な利益を害するおそれがないものであること

二 少くとも貨物の受取及び引渡並びに一般港灣運送事業者の責任に關する事項が明確に定められているものであること。

5 第三項の規定による命令があった場合において、第一項の規定による実施の予定の日から六十日を経過したとき、又は前項の規定による行政主席の決定があったときは、一般港灣運送事業者は、その日から当該港灣運送約款（同項の規定により変更の命令があった場合には、その変更に係る港灣運送約款）を実施することができる。

（運賃、料金及び港灣運送約款の掲示）

第十四条 港灣運送事業者は、第十六条及び前条の規定により実施することとなつた運賃、料金及び港灣運送約款を営業所において利用者の見易いように掲示しなければならない。

（引渡不能貨物の寄託）

第十五条 一般港灣運送事業者は、その責に帰すべき事由により貨物の引渡をすることができないときは、荷受人の費用をもってこれを倉庫営業者に寄託することができる。

2 一般港灣運送事業者は、前項の規定により貨物を寄託したときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知しなければならない。

（名義利用の禁止）

第十六条 港灣運送事業者は、その名義を他人に港灣運送事業のため利用させてはならない。

（差別取扱等の禁止）

第十七条 港灣運送事業者は、特定の利用者に対し貨物の多寡その他の理由により不当な取扱をしてはな

二 一定の取引分野における競争を實質的に制限することにより不当に運賃及び料金を引き上げその他利用者の利益を不当に害することになる協定等

（協定等の届出）

第二十四条 港灣運送事業者は、前条の協定等をしたときは、規則の定めるところによりその旨を行政主席に届け出なければならない。協定等を変更したときも同様とする。

（事業の禁止）

第二十五条 港灣運送事業者は、その事業を廃止したときは、三十日以内にその旨を行政主席に届け出なければならない。

（登録のまつ消）

第二十六条 行政主席は左の各号に掲げる場合においては、当該港灣運送事業者の登録をまつ消しなければならない。

一 第二十条第一項又は前条の規定による届出があった場合

二 次条の規定により港灣運送事業の登録を取消した場合

（事業の停止及び登録の取消）

第二十七条 行政主席は、港灣運送事業者が左の各号の一に該當するときは、三箇月以内において当該事業の停止を命じ、又は当該港灣運送事業の登録を取り消すことができる。

一 この立法又はこれに基く処分に違反したとき。

二 第八条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に該當するに至つたとき。

三 港灣運送事業の登録を受けて正当な理由がなく、六箇月以内に事業を開始しないとき。

2 第八条第二項の規定は、前項の処分をする場合に準用する。

第三章 港灣運送事業担当

(港灣運送事業団の設定)

第二十八條 港灣運送事業者は、抵当権の目的とするため港灣運送事業財団を設けることができる。

(財団の組織)

第二十九條 港灣運送事業財団は、左に掲げるものであつて、同一の港灣運送事業者に属し、且つ、港灣運送事業に関するもの全額又は一部をもつて組織することができる。

一 上屋、荷役機械その他の荷さばき施設及びその敷地

二 はしけ及び引船その他の船舶

三 事務所その他港灣運送事業のため必要な建物及びその敷地

四 第一号又は前号に掲げる工作物を所有し、又は使用するため他人の不動産の上に存する地上権、登記した賃借権及び第一号又は前号に掲げる土地のために存する地役権

五 港灣運送事業の経営のため必要な器具及び機械

(財団設定の制限)

第三十條 前条第一号又は第三号に掲げる不動産のいずれもが存しないときは、港灣運送事業者は、港灣運送事業財団を設けることはできない。

(工場抵当法の準用)

第三十一條 港灣運送事業財団については、この立法に規定するものの外、工場抵当(明治三十八年法律第五十四号)中工場財団に関する規定を準用する。

この場合において、同法第十七条及び同法第四十五条中「工場所在地」とあるのは「港灣運送事業法第二十九條第一号又は第三号に掲げる不動産(所在地)」と読みかえるものとする。

(財団設定の届出)

第三十二條 港灣運送事業財団を設定したときは、遅滞なく、その旨を行政主席に届け出なければならぬ。

の変更の命令に違反して、港灣運送約款を実施した者

四 第十八條の規定に違反した者

五 第二十七條第一項の規定による事業の停止の処分を違反した者

第四十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し、相当の注意及び監督がなされたとの証明あつたときは、この限りでない。

第四十二條 左の各号の一に該当する者、一万円以下の過料に処する。

- 一 第十條第一項、第十三條第一項又は第十四條の規定による揭示をせず、又は虚偽の揭示をした者
二 第十九條第一項若しくは同条第三項、第二十二條第一項、第二十四條又は第二十五條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第三十七條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
四 第三十七條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(施行期日)

一 この立法は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

(経過規定)

二 行政主席は、この立法の施行の際、現に港灣運送事業を営んでいる者については、第八條の規定にかかわらずこれを登録することができる。

三 前項の規定により登録を受けた港灣運送事業者で第八條第一項各号の一に該当する者は、登録を受け

(財団の存続)

第三十三條 港灣運送事業財団は、その所有者が港灣運送事業者でない者になつたことにより消滅することがない。

第四章 雜則

(訴願)

第三十四條 この立法又はこの立法に基く規則の規定により行政主席のした処分不服のある者は、訴願することができる。

(運輸審議会への諮問)

第三十五條 行政主席は第八條第一項の登録の拒否第十條第四項、第十一條第四項後段若しくは第十三條

第四項の規定による運賃及び料金若しくは港灣運送約款の変更に係る事項、第二十一條第一項若しくは第二十二條第二項の規定による命令若しくは補償額の決定、第二十七條第一項の規定による処分又は前條の訴願に関しては、運輸審議会にはからなければならぬ。但し、第二十一條第一項の規定による命令をしようとする場合において、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

(港灣管理者に対する通知等)

第三十六條 行政主席は、港灣法の規定による港灣管理者(以下「港灣管理者」という。)が設立された港灣における第十條第四項、第十一條第四項後段又は第十三條第四項の規定による運賃及び料金又は港灣運送約款の変更に係る事項に関しては、当該港灣管理者の意見をきかなければならない。

(港灣管理者が設立された港灣における港灣運送事業に関する事項)

一 行政主席は、港灣管理者が設立された港灣における港灣運送事業に關し第七條第一項の規定による登録をした場合及び第二十六條の規定による登録の消をした場合においては、その旨を当該港灣管理者に通知しなければならない。

た日から九十日以内に該条件に適合する措置をしななければならない。
この立法施行の際、現に港灣運送事業を営んでいる者は、この立法施行の日から三十日以内は、第五條の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができる。その期間中に第六條の規定により登録を申請した場合において、その申請について登録をした旨又は登録を拒否する旨の通知をうける日まで同様とする。

港灣運送事業者又は前項の規定により港灣運送事業を営む者は、第十條及び第十二條の規定にかかわらずこの立法の日から六十日間は、第十條の手續を終了した運賃及び料金によらないで運賃若しくは料金を收受し、又は收受した運賃若しくは料金の割戻をしてもよい。

一般港灣運送事業者又は附則第四項の規定により一般港灣運送事業を営む者は、第十三條の規定にかかわらず、この立法施行の日から六十日間は、第十三條の規定による手續を終了した港灣運送約款によらないで港灣運送の引受をしてもよい。

◎港 灣

土地の狭い琉球が發展の基礎となるのは、貿易の振興、海運の發展にまつところが大きく、その門戸をなす港灣のはたす役割は重要なものである。

一九五四年十月八日港灣法が施行され、これにより積極的に整備、運営が行なわれることになった。琉球はその地形上、海岸線が長く、幾多の天然良港があるが各港とも今次大戦の被害が大きく、ほとんどが未整備の状態にあつたのであるが、琉球政府の創立とともに急速に主要港灣の整備をはかりつつあるので、漸次その成果をあげている。

(報告徴収等)

第三十七條 行政主席は、この立法を確保するため必要があると認めるときは、港灣運送事業者にはしけの使用その他事業に關し報告をさせることが出来る。

二 行政主席は、この立法の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、港灣運送事業者の事務所若しくは事業場又ははしけ若しくは引船、その他船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

三 当該職員は、前項の規定により検査するときは、その身分を示す証票を携帯し、關係人に呈示しなければならぬ。

四 第二項の検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(施行規定)

第三十八條 この立法の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰 則

第三十九條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第五條の規定に違反して港灣運送事業を営んだ者

二 第十六條の規定に違反した者

第四十條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十條第一項の規定による届出をしないで、又は同条第三項の延期の命令若しくは同条第四項の変更の命令に違反して、運賃又は料金を收受した者

二 第十二條の規定に違反した者

三 第十三條第一項の規定による届出をしないで、又は同条第三項の延期の命令若しくは同条第四項の変更の命令に違反して、運賃又は料金を收受した者

琉球における主要港は、次のとおりである。

一、那 覇 港

那覇港は、琉球最大の内外貿易港として、沖縄における海の門戸としてきわめて重要な使命をもっている。
一九五一年米国の戦災復興計画にもとづいて六億(五〇〇万弗)のガリオア資金で米軍DEが着工し、一九五五年に完成した。また、琉球政府の直轄管理港として六一・三〇三・六〇八円の事業費を投じ、諸施設の建設をしつつある。

戦前、第一、第二機橋あわせて岸壁の長さが四八〇米、水深は平均五・九米しかなかったのに比べて、現在の那覇港はE岸壁九一八米、F岸壁二〇〇米、G岸壁一九六米、H岸壁一七八米、合計六六五米あり、水深も一〇・三米となっており、岸壁には船舶一万吨級二隻、五・〇〇〇噸級一隻、一・〇〇〇噸級五隻が同時に接岸され、三万吨級までは接岸可能とされている。出入する船舶の大部分は外国船であり一九五六年には二六九隻、噸数二・三三二・二七〇噸が出入し、これを国籍別にみると、日本一六五隻、米國三八隻、ソルウェー、オランダ、英國、パナマ、韓國、中国の順となつている。

Table with 4 columns: 管理者 (琉球政府), 岸壁数 (12), 岸壁の長さ (711呎), 水深 (34呎), 年間貨物 (27,000噸), 陸揚噸数 (3,000噸), 年間貨物 (27,000噸), 陸揚噸数 (3,000噸)

二、泊 港

那覇商港とともに米國「ガリオア」資金で建設され、一九五四年八月一日、開港として指定された。

第一表 港湾工事施行状況 1955年度

港湾名	実施工費	説明
那覇商港	31,283,263.00	道路新設283呎、道路舗装7,967立碼、岸壁舗装15,078立碼、照明設備1カ所、防眩設備24組、野積棚1,700呎、排水86呎、護岸1カ所、棚2,700呎、土地購入3,911.73坪及土地賃借料
平良港	1,482,178.00	突堤補修1カ所浚渫5,499立碼護岸140呎
石垣港	1,150,000.00	防波堤 205呎
渡久地港	469,358.00	浚渫 9,622立碼
運天港	405,000.00	突堤 28.5呎
安護の浦港	125,670.00	繫船設備3カ所
糸満港	432,019.00	浚渫729立碼、物揚場850呎
馬天港	1,143,500.00	防波堤(補修)30呎、物揚場(補修)354呎
白浜港	990,000.00	突堤 100呎
兼城港	413,000.00	〃 128呎
与勝港	273,000.00	〃 50呎
仲田港	314,000.00	〃 119呎
前泊港	228,000.00	〃 60呎
伊計港	84,000.00	〃 220呎
南大東西港	199,000.00	物揚場 191呎
与那原港	368,000.00	突堤 110呎
多良間港	557,720.00	突堤 538呎
黒島伊古港	269,000.00	〃 382呎
船浦港	659,000.00	〃 120呎
与那国和納港	560,000.00	物揚場104呎、浚渫426立碼
花崎港	218,500.00	物揚場(補修)60呎
川平港	142,000.00	突堤(補修)151呎
計	41,766,208.00	那覇商港土地購入費及土地賃借料26,359,151円を含む。

海上遭難船舶調査表

年度	1950			1951			1952			1953			1954			1955			合計									
	貨客船	漁船	制計	貨客船	漁船	制計	貨客船	漁船	制計	貨客船	漁船	制計	貨客船	漁船	制計	貨客船	漁船	制計	貨客船	漁船	制計							
1		2		2	1	1	2	3		1	4	8	3	11	3	1	9	13	3	2	3	8	18	9	13	40		
2				1	1	2	3	5	3		8	6	2	8	7	1	3	11	11	20	18	49	30	28	21	79		
3	1	1		2	1	1	1	6		6	6	4	2	12		1	1	1		2	11	8	4	2	24			
4		1		1	1	1	2	4	3	2	9	5	3	8		1	1	1		1	2	11	8	4	23			
5	1			1	2	1	7	28	36	2	4		6	3	2	5	2	2	4		7	13	33	53				
6	1			1					3	3		6	5	2	7	1	3	1	5	1	1	11	6	3	20			
7		1		1					3	1	1	5	3	3	2	8	2	2	3	19	8	30	9	26	11	46		
8		1		1	1	1		2	9	7	3	19	7	2	9	3	3	2	8	3	1	4	8	23	13	11	47	
9	1			1	1	1		1	3		1	1	2	1	3	6	11	4	8	23	1	5	6	15	7	18	40	
10				1	1	13	6	19	5	2	11	18	12	4	16	3		2	5	4	3	5	12	37	15	19	71	
11	4	2		1	7	1		2	3	3	7	1	11	5	1	1	7	1	1	2	14	12	6	6	32			
12	3			3	1			1	2	12	6	6	24	4	4	2	10	1	1	3	5	2	2	4	21	13	14	48
計	11	8		3	22	21	20	32	73	55	36	26	117	66	25	16	107	30	19	31	80	27	50	47	124	210	158	523

四、石垣港  
八重山列島における唯一の港で、古くは東支那海に

年間貨物船積屯数	船路浮標	上屋倉庫	給水施設	取船数	取船数
一六、〇〇〇	一カ所	〇	二カ所	一三三隻	一三三隻

三、平良港  
宮古列島における唯一の開港で、一九五四年米国の平良市への三大補助事業の一つとして突堤二〇一米の延長工事が施工された。さらに政府は、一九五三年度までに三・六四九・九一七円の予算を計上して護岸、浚渫等の工事を施行し、突堤の先端には八〇〇屯級の船舶が接岸され、海上交通の上に多大の利便をもたらしている。

年間貨物船積屯数	船路浮標	上屋倉庫	給水施設	取船数	取船数
一三、〇〇〇	五カ所	四棟	七カ所	三八七隻	三八七隻

那覇商港につく海上交通の重要拠点として、大阪、神戸、鹿兒島並びに宮古、八重山などとの定期船の出入がはげしい。岸壁は、現在二・〇〇〇屯数までの船舶が接岸できるので、那覇商港の姉妹港として琉球海運界に大きく寄与している。港湾の概況については次頁表のとおりである。

五、運天港  
一九五五年三月一八日付で開港として指定され、水深が深く、天然の海岸線による良港である。

年間貨物船積屯数	船路浮標	上屋倉庫	給水施設	取船数	取船数
〇	六カ所	〇	〇	〇	三隻

五、本部港

年間貨物船積屯数	船路浮標	上屋倉庫	給水施設	取船数	取船数
一、〇〇〇	六カ所	〇	〇	〇	一〇二隻

おける中継港としてあまりにも有名である。陸上交通に恵まれない同地方における唯一の物資の集散地であるとともに、戦前は漁港発祥地としての形態をとっていた。  
現在は突堤が小規模で遠浅で大型船は沖荷役を余儀なくされているので、政府は八重山開発及び移住資金計画に基づき目下立案中である。政府は一九五六年度までに事業費として三・〇〇九・一〇三円を投じ、防波堤三二五呎を施行している。本築港が完成すれば八重山の経済発展に大いに寄与することになる。

年間貨物船積屯数	船路浮標	上屋倉庫	給水施設	取船数	取船数
〇	二カ所	〇	〇	〇	一三隻



通信(電信・電話・郵便)

(1) あらまし

沖繩の電信業務は明治の中期から始まり、その後幾多の変遷を経て、沖繩の政治経済文化の面に多大の貢献をなしてきたのである。即ち、国内には鹿児島線及び八重山台北線、遠くは南洋ヤップ線の海底線が敷設せられ、無線通信に於ては鹿児島、宮古、ラサ島、南大東、久米島、屋嘉比島、知名、与論及び那国等との通信があり、なお、近海を航行する船舶の保護に当る海岸局が設けられ、又、本島内には嘉手納、名護及び本部の各郵便局に有線電信機を設置し、更に、附近小島にある郵便局と雖も電信業務を取扱い、これら普及発達に離島苦の緩和に大いに役立った。

漸く終戦五年目の一九五〇年一月五日沖繩の通信復興史上画期的意義を有する電信業務の開始を見、日本及び琉球相互間の電報を取扱いうるに至ったことは前途に光明を見出し日本との連繫、琉球相互間の緊密化を図ることが出来た。

その後一九五〇年四月一日郵政庁の発足をみたので全琉球通信の一貫性をもつようになり、その間島内通信の普及、諸外国との電信業務の取扱い、船舶業務等々逐次業務の拡張を見つつある。

前述の通り電信業務の拡張は形の上からは国際的枠にまでもついていたが業務の取扱方については未だ完全の域に達せず、予算縮減、人員整理等に甚だしく制肘せられ、資材の払底による施設の不完備、優秀なる通信技術者の払底の解決策等は事業進展上の緊急課題となつてゐる。

利用者に対する最善のサービス提供と事務能率の向上をはかり、これを国際水準にまで高めるためには、今

- 最後に全郵便局に電信業務を取扱うようになり、現在では北中城、浦添、北谷、嘉手納及び奥入各郵便局のみが未開設である。
郵政庁設置後に於ける電話による電信業務取扱開始又は廃止した郵便局は左の通り。
一九五〇年四月一日 越来、久志
一九五〇年四月十一日 美里
一九五〇年七月二十一日 南風原
一九五〇年十月三十一日 (牧志郵便局の電信業務を廃し那覇中央無線電信局がこれを承継、牧志電報受付所を設置した)
一九五一年一月二十三日 豊見城、兼城、大里、三和
一九五一年二月一日 知念
一九五一年四月二十一日 東風平
一九五一年五月一日 読谷
一九五一年五月二十五日 足戸(大島)
一九五一年六月十一日 具志頭
一九五一年七月一日 中城
一九五一年七月十七日 平安座
一九五一年八月一日 東
一九五一年十月一日 宜野湾

離島及び他群島との通信
郵政庁設置後左の各離島々々の熱望に応じて漸次左の日付を以て無線による電信業務を開始した。

- 一九五〇年十一月十六日 座間味
一九五〇年十一月二十三日 伊平屋
一九五〇年十二月二十一日 伊江
一九五〇年十二月二十七日 伊是名
これら無線局は那覇中央電信局と直接つながり、時間的に交互に通信をしている。

なお、一九五一年五月二十一日に大島の宝島にも無線電信機を設置して名瀬中央郵便局と交信を開始した。現在の地区毎の無線機設置局数は左の通りである。

後尙幾多の重要問題が残されている。

(2) 郵政庁設置以前

a 沖繩の電信業務を開始するまで
一九四六年および一九四七年度に於て無線通信復興計画案を三度軍政府へ提出陳情したが時期尚早とのことで不許可となり、一九五〇年一月五日遂に業務開始するに至つた。

一九四八年三月三十一日久米島郵便局及び南大東郵便局に小規無線機を設置、軍政府通信所及び沖繩民政府通信部との間に試験通信を行った。

一九四九年三月十五日軍政府アクトン少佐の命に依り戦前の無線通信状況及び復興計画案を提出した。

一九四九年五月十七日マ司令官より無線通信業務開始が正式認可の旨軍政府より内示された。

一九四九年六月二十一日軍政府に於て軍通信係将校ラッセル大尉司会の下に全琉球通信会議を開催、無線通信業務開始について具体的に発表と協議を行い、戦後正式に各群島別に通信周波数並びに呼出符号が割当交付された。

会議の結果業務開始は、一九四九年八月一日と決定した。

一九四九年七月二十三日グロリア台風の被害を蒙り、沖繩民政府(現在の沖繩群島政府)は、知念地区より那覇市元上之山校跡に移転、従つて全琉球無線通信業務開始は一時中止のやむなきに至つた。

一九四九年十一月十一日沖繩民政府(元上之山校)構内の一室に無線設備工事完了、同日より全琉球相互間の試験通信を開始した。

一九四九年十一月十八日民政府が元上之山校跡から元天妃跡に移転することになり、試験通信を一時中止した。

一九四九年十一月二十九日民政府(天妃校跡)構内の一室に無線機移転設備通話を再開した。

- 沖繩 七局
大島 九局
宮古 二局
八重山 五局
計二十三局
b 沖繩本島内の電信回線の現況
沖繩本島は北部は名護郵便局、中部は石川郵便局、南部は那覇中央電信局の各集分局からそれぞれの地区各郵便局へ、すべて電話によつて放射状に結ばれていて、集分局間の通信は有線電信機によつて保たれている。
(那覇名護間電信回線の変遷)
一九五〇年一月五日沖繩に電信業務が開始された當時、名護と石川間の電話は一九四九年七月二十三日のグロリア台風によつて杜絶したため、暫定的に一九五〇年二月三日那覇名護間郵便局に小規無線機を設置し、那覇中央無線電信局を開始、その後、石川名護間郵便局間に電話線の復旧をみたので、一九五〇年五月十六日電信回路装置による有線電信(プサー通信)に切換え、更に、一九五〇年六月十七日那覇石川名護三局接続による有線電信に変更した。

c 日本琉球の無線通信連絡
沖繩日本間の通信は業務開始して以来名瀬中央郵便局を経由してゐたのであるが、大島との通信が逐日激増の一途を辿り、これを緩和するために日本那覇間の直接通信連絡の許可方をマ司令官に申請の結果、一九五〇年八月七日付これを許可され同月十日から本格的に那覇那覇間に直接通信が実施されたが、その後、軍政府の指示により一九五〇年十二月十九日以降福岡宮古間の無線連絡は廃止され、日琉間の通信は福岡那覇及び福岡名瀬の二回線となつた。

その後、民間貿易が活発に行われるに伴い、且つ諸外国との通信がすべてこの回線を通過するので通信量は益々増加しつつあるに反し、双方との使用周波数は僅

一九四九年十二月十九日電信業務を急速開始方軍命あり。予算認可を俟たず翌年一月五日開始と決定した。

b 沖繩各郵便局に於ける電信業務取扱開始
一九五〇年一月五日民政府構内一室を仮局舎とし、那覇中央無線電信局開局、地区内外の左記郵便局と無線通信によつて琉球相互間及び日本との間(名瀬郵便局経由)に発着する電報の送受が行われた。

対手 局名(呼出符号)
久米島郵便局(TSA32)
南大東郵便局(TSE)
名瀬郵便局(TSB)
八重山郵便局(TSD)
宮古郵便局(TSC)

なお、那覇中央無線電信局は呼出符号をTSAとし、四〇〇KCでもって、右郵便局と交信開始、久米島及び南大東各郵便局には一九四八年三月三十一日に小規無線電信機を設置し、業務開始待期中のところ本日开始して通信を開始した。

沖繩本島内は那覇中央無線電信局を集中局として電話業務を取扱っている左の二十局に対し電話による電信業務を開始した。

牧志、石川、名護、真和志、小禄、糸満、与那原、屋部、本部、今帰仁、羽地、大宜味、国頭、宜野座、金武、恩納、屋我地、佐敷、上本部、玉城
一九五〇年三月二十一日、本日より左の郵便局に於て、電話による電信業務を開始した。

与那城、首里、具志川、西原

(3) 郵政庁設置以後
a 電信業務の普及状況
(有線通信) 郵政庁設置直前の沖繩は特に電信業務の未開設局が多かつたのであるが、漸次電話の開通に伴つて電信業務を開始した。

沖繩南部は、一九五一年六月十一日の具志頭郵便局を

かに一波のみしかなく、相互に波状的に使用している関係と、且つ通信施設が甚だしく不備のため、通信疎通状況良好でなく常に疎通対策に腐心してゐる。

b 国際電信業務
民間貿易が再開されるに伴い、且つ民政府(軍)からの熱烈な要望にも応えるため、国際電信業務の開始が必至となり、民政府保官及び日本政府の援助の下に各国との通信協定が成立するに従い、漸次これが取扱を開始するようになった。

一九五一年六月一日より本格的な実施に移つてからは、その利用者は甚だしく多数に上つて戦前を遙に凌駕し、これが業務の改善、施設の改良等は最も急務であると考へてゐる。

一九五〇年十二月二十二日韓国あて電報の取扱開始、琉球民政官府の要請に基いて、日本中継により左のとおり韓国あて欧文電報の取扱を那覇中央無線電信局、名瀬、宮古、八重山各中央郵便局で開始した。

1 私報は支那語(四数字)、英語、仏語、独逸語、日本語(ローマ字綴)で記載すること。
2 韓国あて電報の宛所は、軍事郵便局番号を記すること。

この場合宛所末尾に韓国(KORZA)の語を附記すること。
但し、京城あて電報はこの限りでない。

3 電報料金受信人払は取扱わない。
4 電報は発信人の危険に於てのみ取扱う。
一九五一年一月三日韓国あて電報取扱の中止、東京京城間の無線電信回線は停止されたため、韓国あて電報の受付を中止した。
一九五一年二月二十日 越来郵便局に外国電報取扱開始